

# 体制移行国に対する 制度整備・政策立案支援のための 基礎研究

体制移行国に対する制度整備・政策立案支援のための基礎研究

平成15年6月

国際協力事業団 国際協力総合研修所



平成15年6月

国際協力事業団  
国際協力総合研修所

総研

JR

02-79

# 体制移行国に対する 制度整備・政策立案支援のための 基礎研究

井 上 武

神戸大学大学院 経済学研究科 博士課程

平成15年6月

国際協力事業団  
国際協力総合研修所

本報告書は、平成14年度国際協力事業団客員研究員に委嘱した研究成果をとりまとめたものです。本報告書に示されている様々な見解・提言等は必ずしも国際協力事業団の統一的な公式見解ではありません。

なお、本報告書に記載されている内容は、国際協力事業団の許可無く転載できません。

---

発行：国際協力事業団 国際協力総合研修所 調査研究第二課

〒162 8433 東京都新宿区市谷本村町10 5

FAX : 03 3269 2185

E-mail: [jicaic2@jica.go.jp](mailto:jicaic2@jica.go.jp)

---

# 目 次

要 約 .....	i
1 . 序論 .....	1
1 - 1  調査研究の背景 .....	1
1 - 2  調査研究の目的 .....	1
1 - 3  調査研究の実施場所・期間 .....	1
1 - 4  調査研究の手法 .....	1
2 . はじめに .....	2
2 - 1  成長会計式による長期成長要因の比較研究 .....	2
3 . 移行各国の経済状況 .....	8
3 - 1  マクロ経済の動向 .....	8
3 - 2  移行指標の推移 .....	10
4 . 移行国研究の動向 .....	17
4 - 1  1990年代前半期の移行国研究 .....	17
4 - 2  1990年代後半期の移行国研究 .....	19
4 - 2 - 1  初期条件に関する研究 .....	19
4 - 2 - 2  経済自由化政策・構造改革とインフレ率・経済成長に関する研究 .....	22
4 - 2 - 3  制度整備と経済成長に関する研究 .....	25
5 . 法・制度整備支援の有効性 .....	31
5 - 1  国際機関における移行国支援の動向 .....	31
5 - 1 - 1  世界銀行 ( World Bank ) .....	31
5 - 1 - 2  欧州復興開発銀行 ( EBRD ) .....	32
5 - 1 - 3  アジア開発銀行 ( ADB ) .....	34
5 - 2  先進各国における移行国支援の動向 .....	36
5 - 2 - 1  米国 ( USAID ) .....	36
5 - 2 - 2  ドイツ ( GTZ ) .....	38
5 - 2 - 3  日本 ( JICA ) .....	38
5 - 3  法整備支援の課題 .....	41
5 - 4  その他の制度整備支援の可能性 .....	42

6 . 政策立案支援の有効性 .....	43
6 - 1 物価連動債とその利点 .....	43
6 - 2 物価連動債と期待インフレ率 .....	44
6 - 3 政策立案支援の可能性 .....	47
参考文献 .....	48

## 要 約

本報告書は「体制移行国」における制度整備や政策立案といったソフトインフラについて、開発援助を通じた構築の現状と今後の支援の可能性について考察することを目的としている。

本報告書のテーマは、体制移行国が「どこへ」「どのように」移行するべきかという点にあるが、2章では「なぜ」移行する必要があるのかという前提について考察している。成長会計を用いた分析は、体制移行前のソ連が資本蓄積から技術進歩による経済成長に転換できなかったこと、そして制度的枠組みの不備が技術革新を担う企業家の出現を阻んだことを指摘している。3章はマクロ経済指標と移行指標の分析を通じて1990年代の移行過程を概観している。マクロ経済指標は旧東欧諸国におけるインフレ率と経済成長率の関係を通じて移行初期におけるマクロ経済安定化の重要性を示しており、また移行指標は多くの国が改革の第1段階を終えたものの、制度整備の進展に関しては地域間格差が拡大する傾向にあることを示している。

4章では1990年代の市場経済移行に関する先行研究を分析し、特に1990年代後半期の計量分析からは次のことを明らかにしている。

- ・望ましい初期条件は移行期における良好な成長過程を支える一因であった。
- ・経済自由化政策と構造改革は経済成長の必要条件である。
- ・市場を機能させる制度が整っている国ほど、経済成長は大きい。

5章は制度整備について特に法改革に注目し、国際機関や先進各国による対移行国法整備支援の実績をまとめている。この実績は法改革が多くの国に対して幅広い分野で行われていることを示しており、開発における法の役割が重視される傾向にあることが分かる。

最後に、6章では政策立案支援として「物価連動債」の発行とその利点について考察している。日本でも来年度から発行されるこの国債は、世界19カ国においてすでに導入されており、政府・中央銀行に政策の規律と指標をもたらすことが知られている。本章では特に金融政策に対する有効性を実証的に示すことにより、物価連動債を通じた政策立案支援の可能性について指摘する。



# 1 . 序論

## 1 1 調査研究の背景

わが国の政府開発援助（Official Development Assistance : ODA）は、1990年代初頭以降、量的に大きく拡大する一方、日本の顔の見える国際貢献としてのあり方が問われてきた。体制移行国に対する市場経済化のための知的支援は、経済システムを転換しながら経済成長を達成したわが国独自の経験を活かすことができる重要な分野の1つである。実際に制度整備や政策立案の支援といったソフト分野での経済協力は、ODAの中でも国際協力事業団（Japan International Cooperation Agency : JICA）における二国間技術協力を中心として着実に増加する傾向にあり、国内外の要請を反映して今後一層重要性を増すものと考えられる。

## 1 2 調査研究の目的

開発途上国・体制移行国に対して実施される知的支援分野における技術協力がその成果を上げるためには、各国の特徴を分析した学術研究を援助の現場にフィードバックすることが必要不可欠である。本報告書は、最新の移行国に関する経済研究と移行国支援の動向を調査することにより、移行国への知的技術協力を支える基礎研究を行うことを目的としている。

## 1 3 調査研究の実施場所・期間

神戸大学大学院経済学研究科における研究に加えて、2002年10月からは英国のウォーリック大学（The University of Warwick）経済学研究科に留学し、本報告書の作成にあたった。

## 1 4 調査研究の手法

市場経済化10年の歴史を振り返るために、主として、地域別のマクロ経済データを概観するアプローチを取っている。また計量分析には統計ソフトMicrofit Version4.0を用い、理論分析を補っている。

## 2 . はじめに

1990年代は、それまで計画経済システムを採用していた多くの国が市場経済化を実施した10年間であった。計画経済から市場経済への転換を図る国は「体制移行国」と呼ばれ、先進工業国や開発途上国とは本質的に異なる問題に直面している。本報告書は、この体制移行国が「どのように」そして「どこへ」移行するべきかについて考察することを目的としているが、まず「なぜ」移行する必要があったのかについて簡単に述べておきたい。

体制移行国（以下、移行国という）の経済問題の根源は市場経済化以前に採用した計画経済システムという負の遺産にあり、その歴史は1928年、当時のソビエト社会主義共和国連邦（以下、ソ連という）が採用した第1次5ヵ年計画にまでさかのぼる。ソ連による計画経済システムは生産要素や生産物の人為的再配分を通じて工業化を促進し、急速な経済成長を達成することを第1の目標としていた。そこではすべての生産計画が中央政府により立案され、技術革新や消費者嗜好の変化に合わせて暫時改定されることにより生産が計画どおりに行われることが想定されており、中央政府が完全に経済を制御するソ連型経済は科学技術の進歩や工業化をもたらしたため、市場経済よりも優れていると見なされた時期もあった。

しかし、1970年代以降の「行列」に見られる消費財の超過需要やソ連・ポーランド・ルーマニア・チェコスロバキアで発生していた大規模なマネタリーオーバーハングは、中央当局による生産計画の失敗を表すものであった。こうした中、1970年代以降、計画経済諸国は相次いで「経済改革」を実施することになる。中国やベトナムなどのアジアの社会主義国は既存の政治体制下における市場経済化をいち早く実施し、「社会主義市場経済」という新たな体制の構築を模索している。また旧東欧諸国や旧ソ連の各共和国では、1989年の東欧革命や1991年のソ連崩壊を機に、脱共産主義化とともに計画経済から市場経済への体制転換を進め、現在に至っている。このように計画経済は70年余りでその幕を閉じることになったが、どこに破綻の原因があったのであろうか。そして、市場経済というそれまでとは異なる経済体制を確立するためには、どのような改革が必要なのであろうか。この問題に対しては、成長会計を用いることにより市場経済と計画経済との長期成長要因を比較分析した速水（1997）が1つの答えを出している。そこで次節では、ソ連と日本・米国の成長要因を分析した速水（1997）に基づき「問題」を概観し、本報告書の課題である移行国の制度整備や政策立案の重要性について考察したい。

### 2 1 成長会計式による長期成長要因の比較研究

本節では成長会計式を用いた成長要因分析から計画経済と市場経済の相違を考察し、計画経済が経済発展を阻んだ要因について検討を行う。新古典派経済理論においては人的・物的資本の増加に依拠しない経済成長の構成要素は「総合要素生産性変化」と呼ばれ、労働者1人当たりの生産の伸びから人的・物的資本の寄与分を差し引いた残差として測られる。この総合要素生産性（Total Factor Productivity : TFP）の上昇は、正一次同次の生産関数において人的・物的資本の増加という要因以外から生じる生産の成長率を示し、広義の技術進歩を測るものと考えられて

いる<sup>1</sup>。

このTFPを用いた成長要因分析からは、旧ソビエト連邦（以下、旧ソ連という）をはじめとする市場経済化以前の体制移行国が先進工業国とは異なる経済成長の経路を歩んでいたことが明らかとなる（速水（1997））。まず表2-1では米国・日本・旧ソ連の3カ国における「労働生産性（ $Y/L$ ）」、「資本装備率（ $K/L$ ）」、「資本係数（ $K/Y$ ）」、「TFP（ $A$ ）」、「資本分配率（ $\alpha$ ）」、そして「労働生産性成長に対するTFP比率（ $A/(Y/L)$ ）」の各成長率を $G(\cdot)$ として示している。次に図2-1から図2-4では各成長率の数値を図示している。これらの図・表からは旧ソ連における各指標の長期的動向が米国・日本とは明らかに異なる傾向を示していることが分かる。

米国・日本では経済成長過程において $G(Y/L)$ 、 $G(K/L)$ 、 $G(A)$ はいずれも上昇する傾向にあった。米国では1840年代から1860年代にかけて産業革命が進行したが、図・表からは第一期（1890～1927年）を境に $G(K/L)$ と $G(Y/L)$ の差である $G(K/Y)$ が減少に転じ、以降減少し続け、代わりに $G(A)$ が急激に増加するという変化が起こっている。また日本では高度成長期である第二期（1956～1970年）に $G(A)$ が急激に増加している一方、 $G(K/Y)$ はこの時期まで一貫して減少傾向にある<sup>2</sup>。つまり米国と日本では初期工業化段階から高度工業化段階への過程において「 $G(A)$ の上昇」と「 $G(K/Y)$ の低下」が共通して起こっており、成長過程において技術進歩が大きな役割を担っていたと考えられるのである。

他方、旧ソ連では、 $G(Y/L)$ と $G(K/L)$ は第一期（1960～1970年）を頂点とし、それ以前は上昇、それ以降は減少する傾向にあり、 $G(K/Y)$ は第二期（1970～1980年）に至るまで上昇している。また、 $G(A)$ と $G(A)/G(Y/L)$ については、第1次5ヵ年計画が始まった第一期（1928～1955年）以降一貫して減少傾向にあり、第二期（1970～1980年）ではマイナスとなっている。このようなTFP成長率をはじめとする指標からは、社会主義計画経済を採用した旧ソ連の成長過程が、米国・日本とは本質的に異なるものであったことが窺える。すなわち、米国・日本は工業化初期から高度成長期の過程において、資本蓄積から技術進歩による経済成長に転換したのに対して、旧ソ連では資本蓄積に依存する経済成長から脱却できず、技術進歩を展開することができなかったのである（速水（1997））<sup>3</sup>。このような旧ソ連の技術進歩の停滞については、米国・日本との比較以外からも分析が行われている。例えば、Easterly and Fischer（1995）は先進国と途上国を含む計78カ国のデータを用いた回帰分析から、1960年から1990年までの旧ソ連におけるTFP成長率は、他国に比べて1%以上低い水準にあったことを明らかにしている。

<sup>1</sup> TFPは次のように正一次同次生産関数から導出することができる。

$$Y=AF(K, L)$$

を全微分し、両辺を $Y$ で割り整理すると、

$$G(Y)=G(A)+G(K)+bG(L) \quad \text{ただし、} \quad \alpha+b=1$$

$$G(A)=G(Y)-G(K)-bG(L)$$

<sup>2</sup> 米国・日本では成熟期（第二期）においてそれぞれ $G(K/Y)$ の増加と $G(A)/G(Y/L)$ の減少が見られる。これは工業化初期と類似した変化であるが、資本分配率は低下していることから資本投入に対する収穫逨減が生じたものと考えられる。

<sup>3</sup> 速水（1997）は産業革命以降の初期工業化局面における成長パターンを「マルクス型成長」、欧米先進国では19世紀末以降、日本では第2次世界大戦以降の高度工業化局面における成長パターンを「クズネッツ型成長」と呼び分け、旧ソ連はマルクス型成長からクズネッツ型成長に転換することができず、「マルクス型成長の罫」に陥ったと指摘している。

ではなぜ、旧ソ連が技術進歩に基づく経済成長を遂げることができなかったのでしょうか。旧ソ連では物的資本の蓄積を重視するとともに、高度工業化局面に転換するために必要な教育や基礎研究などの人的資本への投資も行われていた。しかしそのような成果を、技術進歩や経済成長に転換できなかった背景には、競争市場の不在もしくは競争市場を有効に機能させるために必要な制度整枠組みの不備が考えられる（速水（1997））。オーストリアの経済学者J. シュンペーターは技術革新こそ経済発展の主動力であり、革新により得られる利潤を追求する「企業家」の役割を強調したが、計画経済では私有企業は認められず、また技術革新を促す商事法などの法制度、司法制度、特許制度が整備されていなかったため、技術革新や経済成長を担う「企業家」が現れなかった。このことが計画経済を破綻させた一要因であると考えられるのである。

市場経済移行の初期段階では経済自由化政策を短期間に実施さえすれば競争市場が機能を始めるといった極端な見解もあったが、現在では移行完了のためには市場を支える制度を中期的な観点から整備することが必要であるという認識が広がっている。

以上の点を踏まえ、本報告書では市場経済を機能させる制度や政策に注目し、移行国に対する制度整備、特に法整備や政策立案という分野における知的支援の現状及び今後の可能性について検討を行う。

次章以降の概要は以下のとおりである。

3章では1990年代のマクロ経済指標を通じて各国の移行プロセスにおける経済状況を概観するとともに、「移行指標」を用いて移行各国・地域における体制転換の特徴と今後の課題について分析する。

4章では1990年代の市場経済移行に関する先行研究を通じて、移行国の経済改革を理論・実証の両面から考察する。特に1990年代後半期の移行国研究の特徴である計量分析は、市場経済化を行う上で何が重要であったかを明らかにしている点で有用である。

5章では市場経済を機能させるために必要な制度整備について特に法整備に注目し、これまで国際機関や先進援助各国が移行国に対して行ってきた法整備支援を中心に取りまとめている。法改革という知的支援は長い歴史を有している訳ではないが、国内外からの要望は年々高まっているため、今後、わが国にとって一層重要な支援分野になることが考えられる。従って、先進各国や国際機関のこれまでの取り組みは少なからず参考になるものと考えられる。

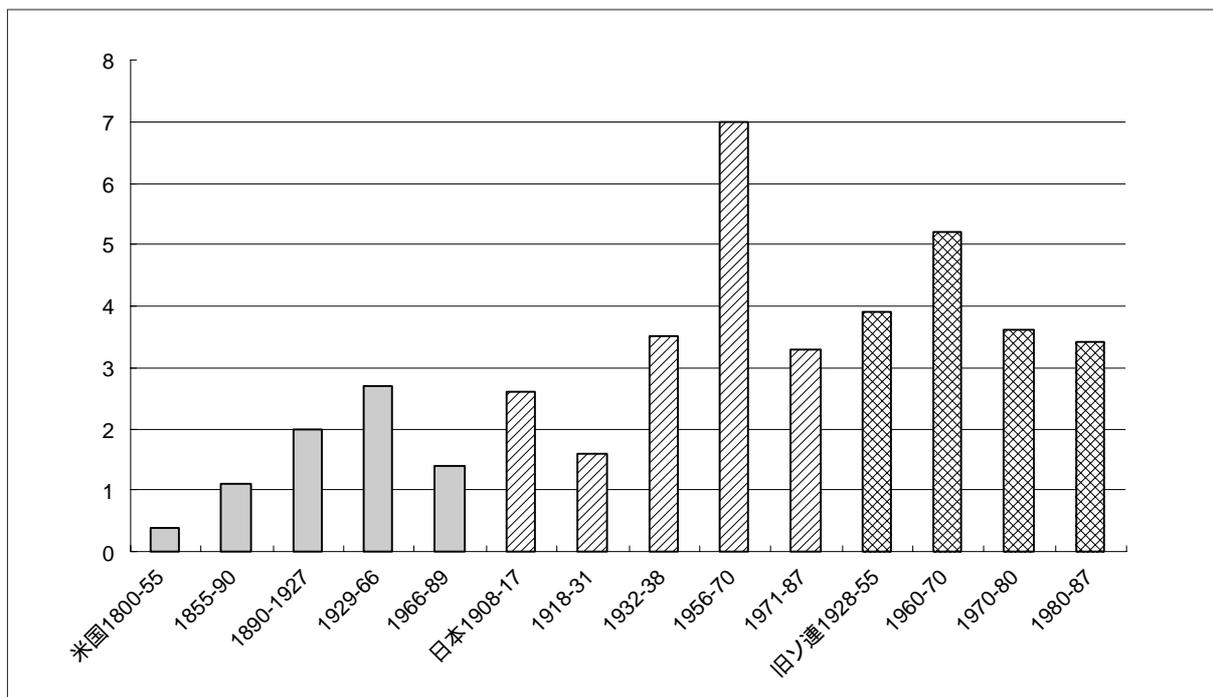
6章では政策立案支援として「物価連動債」の発行とその利点について考察する。日本でも2003年度から発行予定であるこの国債は世界19カ国においてすでに導入されており、政府・中央銀行に政策の規律と指標をもたらすことが知られている。本章では特に金融政策に対する有効性を実証的に示すことにより物価連動債を通じた政策立案支援の可能性を指摘する。

表 2 1 米国・日本・旧ソ連における成長率の長期比較

	G( Y/L ) 労働生産性	G( K/L ) 資本装備率	G( K/Y ) 資本係数	G( A ) TFP	資本分配率	G( A )/G( Y/L ) TFP寄与率
米国 ( 1800 ~ 1855年 )	0.4	0.6	0.2	0.2	0.34	50
( 1855 ~ 1890年 )	1.1	1.5	0.4	0.4	0.45	36
( 1890 ~ 1927年 )	2.0	1.3	- 0.7	1.4	0.46	70
( 1929 ~ 1966年 )	2.7	1.7	- 1.0	2.1	0.35	78
( 1966 ~ 1989年 )	1.4	1.8	0.4	0.8	0.35	57
日本 ( 1908 ~ 1917年 )	2.6	4.6	2.0	0.5	0.45	19
( 1918 ~ 1931年 )	1.6	2.4	0.8	0.7	0.38	44
( 1932 ~ 1938年 )	3.5	3.5	0.0	2.2	0.37	63
( 1956 ~ 1970年 )	7.0	6.7	- 0.3	4.8	0.33	69
( 1971 ~ 1987年 )	3.3	6.4	3.1	1.9	0.22	58
旧ソ連 ( 1928 ~ 1955年 )	3.9	5.6	1.7	2.3	0.29	59
( 1960 ~ 1970年 )	5.2	6.9	1.7	1.1	0.59	21
( 1970 ~ 1980年 )	3.6	6.7	3.1	- 0.3	0.58	- 8
( 1980 ~ 1987年 )	3.4	5.6	2.2	0.1	0.59	3

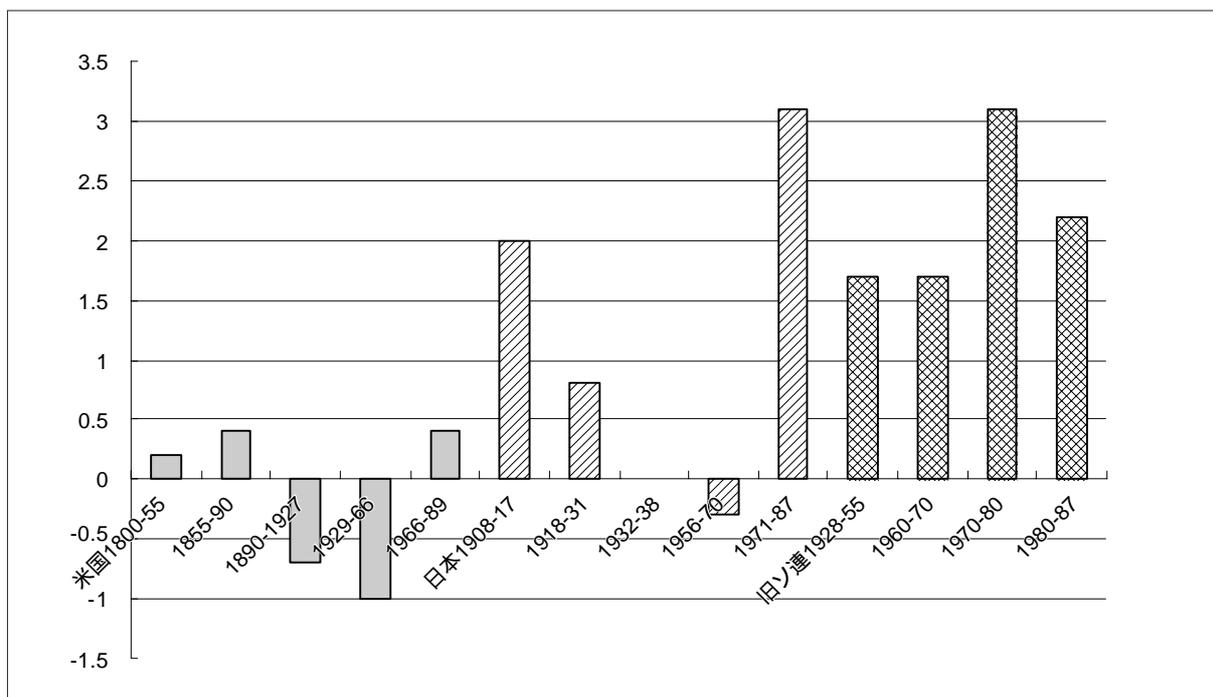
出所：速水（1997）

図 2 1 労働生産性成長率G( Y/L )の比較



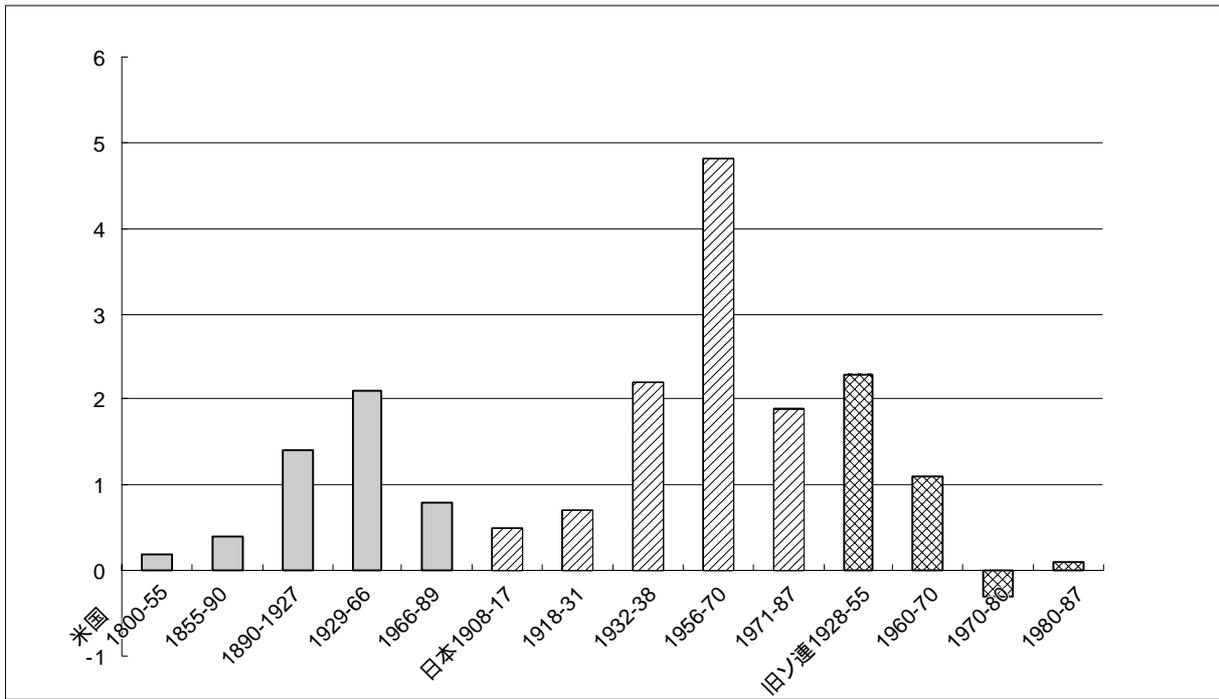
出所：速水（1997）

図 2 2 資本係数成長率G( K/Y )の比較



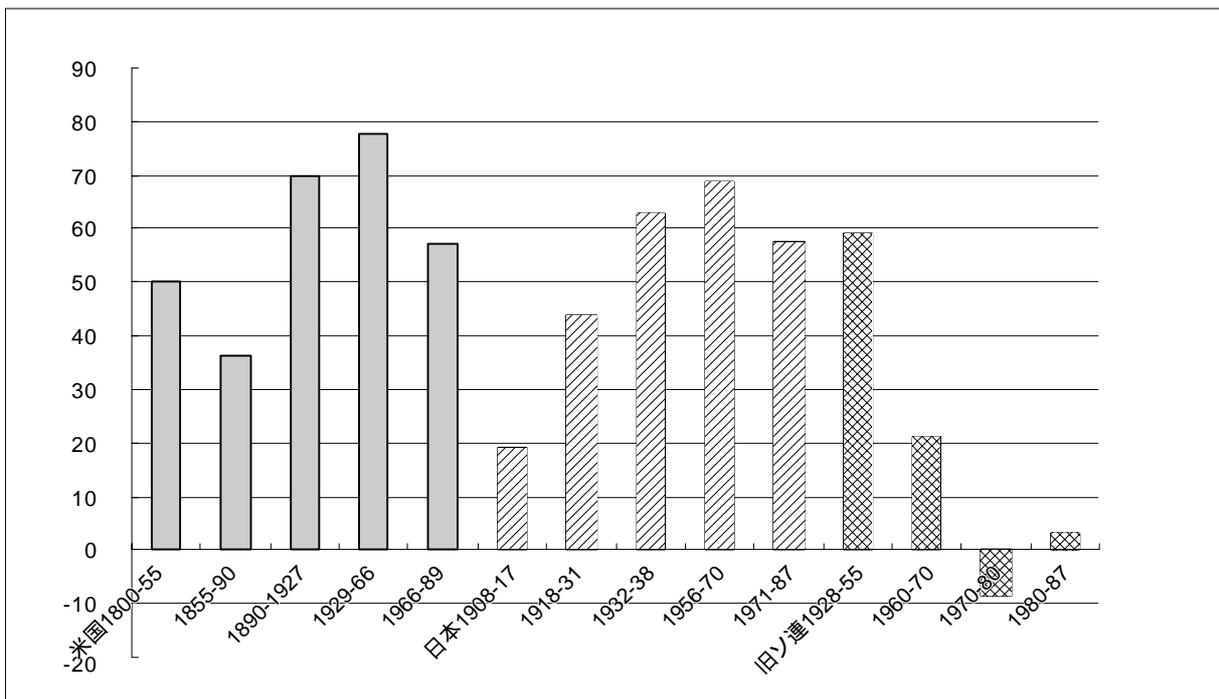
出所：速水（1997）

図 2 3 TFP成長率G(A)の比較



出所：速水（1997）

図 2 4 労働生産性成長率に対するTFP寄与率G(A)/G(Y/L)の比較



出所：速水（1997）

### 3 . 移行各国の経済状況

計画経済システムは1928年、ソ連において初めて本格的に導入され、その後、社会主義国を中心に広く採用された。しかし過剰な工業化は、やがて長期停滞をもたらし、アジアの社会主義国は市場経済制度への体制転換をいち早く実施した。中国では1978年以降の改革期を経て、1992年に「社会主義市場経済」が国家目標として打ち出された。またベトナムでも1986年の「ドイモイ」に続き、1989年には急進的な経済改革が実施され、既存の政治体制の下での市場経済化を着実に進めている。

旧東欧諸国や旧ソ連でも1970年代以降、計画経済の枠組みを堅持しつつ「経済改革」が施行されたが、これらの失敗と政治体制の変革から、1980年代末から1990年代初頭にかけてほぼすべての国が計画経済を放棄し市場経済化を進めるに至っている。

本章では計画経済から市場経済への転換を進める体制移行国について、1990年代のマクロ経済指標と「移行指標」を通じて10年間の軌跡を検証する。ここでは旧東欧・バルト諸国をCEB (Central Eastern and the Baltic States) とSEE (South and Eastern Europe) 独立国家共同体 (Commonwealth of Independent States : CIS) を旧ソ連と中央アジアに分類し、またアジアの移行国として中国・ベトナムを取り上げる。まず3 - 1では、成長率・生産水準・インフレ率・経常収支といった経済指標から各国・各地域におけるマクロ経済状況を概観する。次に3 - 2では、旧東欧・旧ソ連・中央アジアへの経済支援を目的に設立された欧州復興開発銀行 (European Bank for Reconstruction and Development : EBRD) が公表している「移行指標」を用いて、地域別・項目別に分析し、各地域における移行過程の特徴と今後の課題を地域別・項目別に分析し、今後の課題について明らかにする。

#### 3 1 マクロ経済の動向

1989年のポーランドにおける経済改革を皮切りに、旧東欧・旧ソ連の多くの国では計画経済が放棄された。これら各国にとって1990年代は、まさに市場経済への移行の10年であった。本節では過去10年間の旧東欧・旧ソ連・中央アジア、そして中国・ベトナムにおけるマクロ経済指標を概観することにより、その軌跡をたどり、移行各国・地域における問題点について明らかにする。

図3 1～図3 6は、移行各国・地域における経済成長率、生産水準、インフレ率、経常収支の動向を示している<sup>4</sup>。これらのマクロ経済指標からは次のことが分かる。

図3 1は1980年代末から1990年代初頭にかけて体制移行を開始したCEE (Central Eastern

<sup>4</sup> 中国とベトナムを除く移行国については次の地域に分類している。

- ・CEB (中・東欧諸国及びバルト諸国9カ国：クロアチア、チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキア、スロベニア、エストニア、ラトビア、リトアニア)
- ・CEE (バルト諸国を除くCEB)
- ・SEE (南・東欧諸国3カ国：アルバニア、ブルガリア、ルーマニア)
- ・旧ソ連 (中央アジア以外のCIS7カ国：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、グルジア、モルドバ、ロシア、ウクライナ)
- ・中央アジア (5カ国：カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン)

Europe)・バルト3国・SEE・旧ソ連・中央アジアについて1989年の実質GNPを100とした場合の生産水準を示しており、図3-2は中国について1978年を基準年とした場合の生産水準の推移を図示している。この2つの図は中国と旧東欧・旧ソ連が異なる移行経路を歩んだことを最も顕著に表している。中国は1978年から一貫して「右肩上がり」の成長を続ける一方、旧東欧・旧ソ連では移行開始から10年経た現在でも、1989年の生産水準を回復した地域は中・東欧諸国のみであることが分かる。特にバルト3国は1995年以降、4%以上の高い経済成長を実現しているが、生産水準は依然移行開始前の8割程度にとどまっており、同地域に与えたソ連崩壊のショックの大きさを窺い知ることができる。

図3-3は移行各国・各地域における経済成長率の推移を表している。中国・ベトナムは1980年代後半以降、1980年代末の一時的な低下はあるものの、一貫して高い成長を継続しており、1990年代を通じてそれぞれ平均7%から9%という成長率を記録した。一方、CEB・SEEと独立国家共同体(CIS)では1989年以降マイナス成長が続いたが、SEE・CEBでは1993年と1994年、旧ソ連・中央アジアでは1997年にプラス成長に転じた。その後、1998年のロシア危機とコソボ紛争は当事国のみならず、CEBやSEEなどの周辺地域にも波及し、輸出の減少と成長の鈍化を招いたが、2000年にはCEE・SEE・CISの全地域で前年よりも高い成長を回復している。

インフレ率については図3-4のように、旧ソ連・中央アジア・CEB・ベトナム・中国の順に低くなっている。ベトナムでは市場経済化を開始した1980年代後半こそ高いインフレ率を記録したものの、1989年の急進的経済改革以降は収束に向かい、1990年代後半からは中国とともに10%以下の水準に安定させている(図3-5参照)。旧東欧・CIS地域ではCEBとSEEが物価上昇の抑制に成功している。CEE・SEEでは価格自由化等により1990年代初頭、インフレ率が一時的に上昇したが、1992年、1993年を境に低下に転じ、特にCEBでは経済改革の進展とともに1997年以降1桁台で安定している。SEEではアルバニアとブルガリアが金融危機の影響から1997年に移行開始後、最も高い水準まで上昇したが、その後は年率20%以下での推移を見せている。CEEとSEEでは物価上昇率がピークを過ぎて収束に向かう時期と経済成長率がプラスに転じた時期がほぼ一致しており、この関係は移行初期におけるマクロ経済安定化の重要性を示しているといえよう<sup>5</sup>。

図3-6は1990年代の移行各国における経常収支の動向を示している。CEB・SEE・旧ソ連では1990年代を通じてほぼ赤字基調であったが、この経常収支の動向は次の3つの時期に分けることができる(EBRD(1999))。

- ・移行初期：CMEA (the Conference for Mutual Economic Assistance：通称COMECON) 崩壊により輸出が急減する一方、輸入が拡大し経常赤字が拡大する。
- ・～1995年：安定化政策により生産が回復し、輸出が増加することにより赤字が縮小する。

<sup>5</sup> CEEとSEEではチェコ・ポーランドが1997年、1998年にインフレーションターゲットを、エストニア・リトアニア・ブルガリアが1992年、1994年、1997年にカレンシーボード制をそれぞれ採用している。この2つの金融・為替政策運営方式は中央銀行による政策実施の自律性という点では対照的な制度的枠組みであるが、運営目標の公表と達成を通じて金融政策の信頼性を高める点では共通した特徴を持っており、導入各国は実際にインフレ低下に成功していることからその効果が注目されている。

- ・ ~ 1998年：輸入拡大と資本流入により経常赤字は再び拡大する。

移行国では途上国と同様、拡大する投資需要を低下した国内貯蓄率で賄うことは困難であるため、経済成長に際して経常収支が赤字化することは避けられない。しかし赤字水準が過度に高まると政府の債務返済能力が問われることになるため、一定水準以下に抑えることが必要である。これは国の規模にも依存するが、経験則は経常赤字の対GDP比7%が臨界値であることを伝えている（EBRD（1999））。2002年時点でこの水準を超えている国は移行27カ国中8カ国ある。中国は1990年代を通じて経常収支の対GDPは黒字基調であり、ベトナムもここ2~3年は黒字に転換している。ベトナムでは経常収支赤字が1994年から1996年にかけて対GDP比で大きく拡大したが、同時にこの時期、年率8%以上の経済成長をしており、同国の赤字基調は旧東欧・CIS諸国とは本質的に異なる性質のものであるといえよう。

### 3 2 移行指標の推移

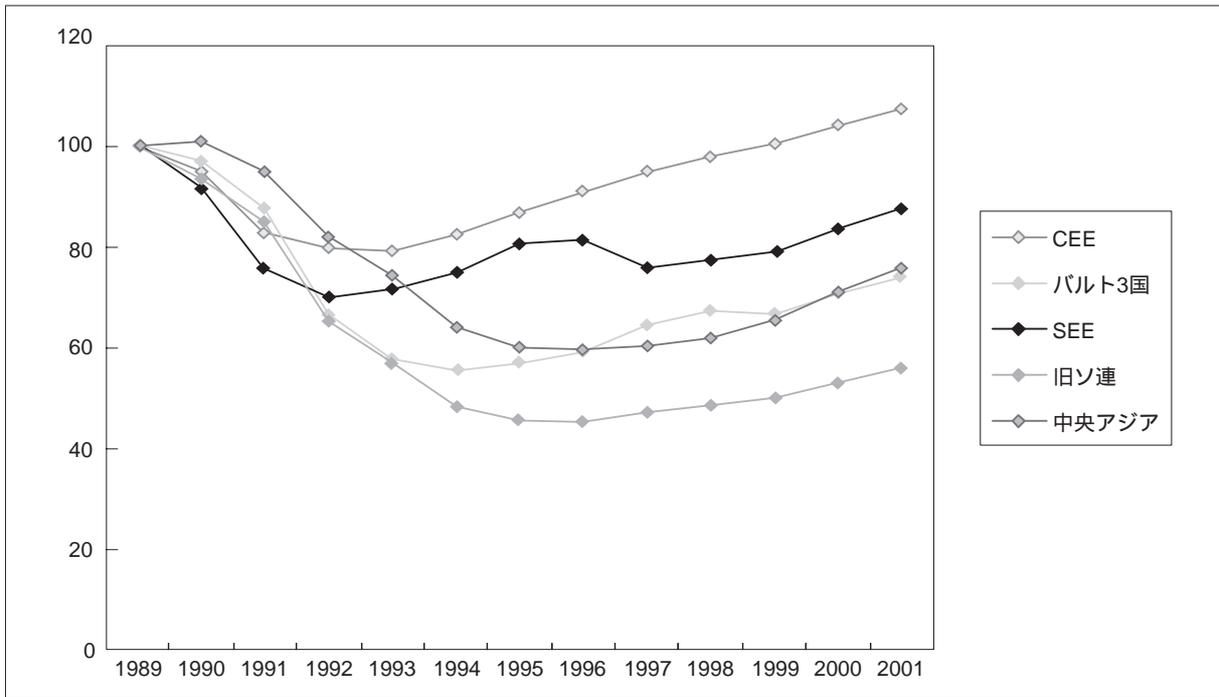
欧州復興開発銀行（EBRD）は、旧東欧・旧ソ連諸国の市場経済化を支援する目的で1991年に設立された。同行は1994年以降、支援対象国の移行プロセスを分析した“Transition report”を毎年刊行し、移行各国における経済改革の進展度を測る「移行指標」を公表している。次章で考察するように、この指標は移行国における経済改革の進展度を測るツールとして、1990年代中葉以降、計量手法を用いた移行国研究に多用されている。本節ではEBRDの支援対象国をCEB・SEE・旧ソ連・中央アジアの4つの地域に分類し、移行指標から各地域における移行進度の傾向について考察を加える。

EBRDによる移行指標は次の10項目から構成されている。

- 価格自由化（Price Liberalization）
- 為替・貿易自由化（Foreign Exchange and Trade Liberalization）
- 小規模民営化（Small Scale Privatization）
- 大規模民営化（Large Scale Privatization）
- 企業改革（Enterprise Reform）
- 競争政策（Competition Policy）
- インフラ整備（Infrastructure Reform）
- 銀行部門改革（Banking Sector Reform）
- 銀行以外の金融部門改革（Non-banking Financial Institutions Reform）
- 法整備（Legal Extensiveness and Legal Effectiveness）

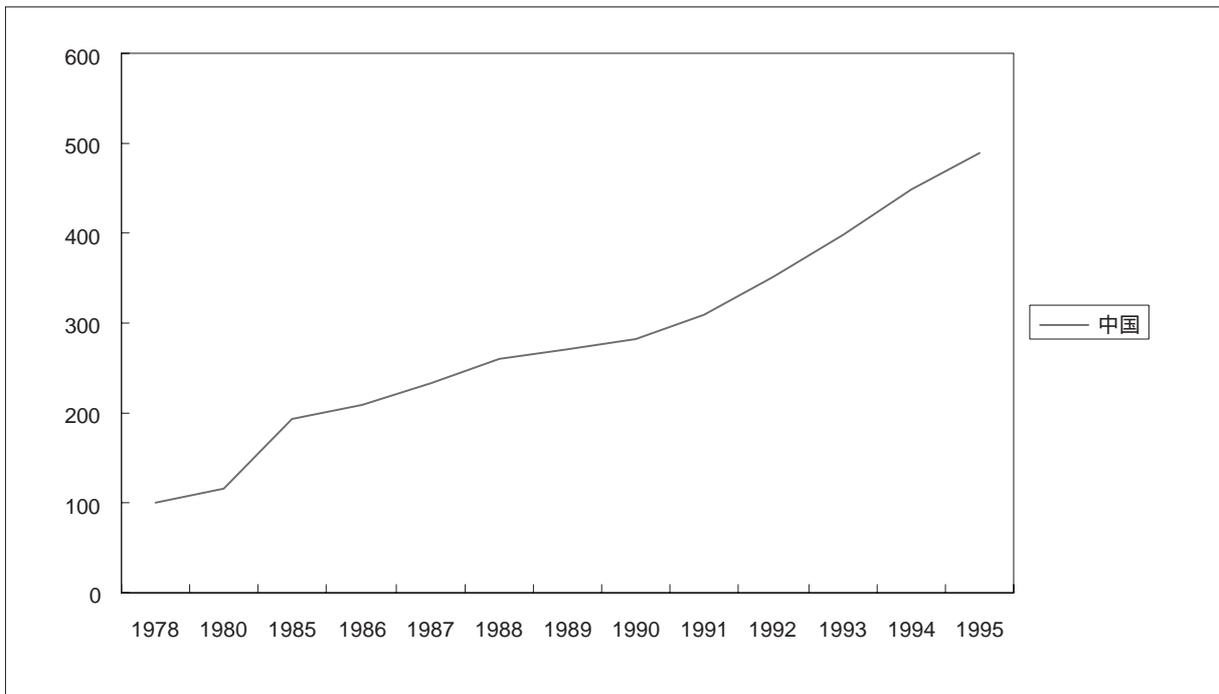
上記の項目のうち、近年新たに追加されたインフラ整備と法整備を除く8項目について算術平均し、地域ごとの傾向を示すと図3-7のようになる。ほぼすべての移行指標を網羅した図3-7からは、CEB・SEE・旧ソ連・中央アジアが1990年代を通じて一様に移行指標を改善させており、各地域とも1990年から1993年にかけて体制移行が順調に進み、1997年から1998年にかけて移行が停滞していたことが分かる。

図3 1 GNPの推移 (1989 = 100)



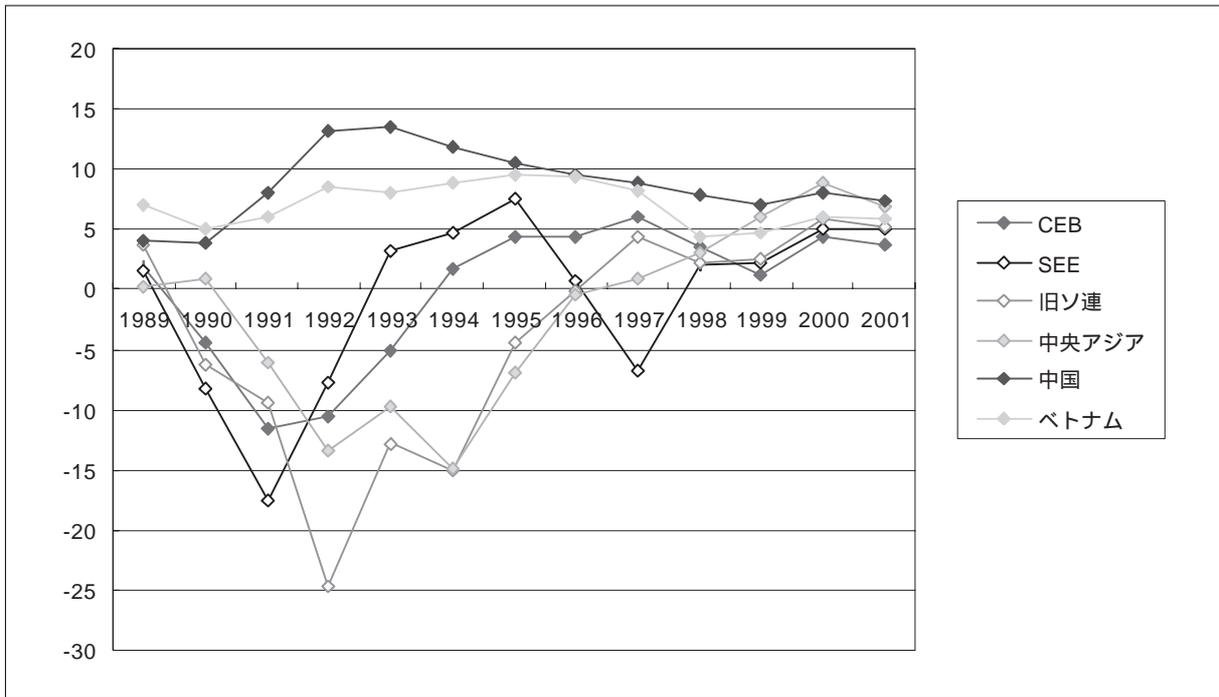
出所 : EBRD, *Transition report* .

図3 2 生産水準の推移 (1978 = 100)



出所 : People's Republic of China, *A Statistical Survey of China*.

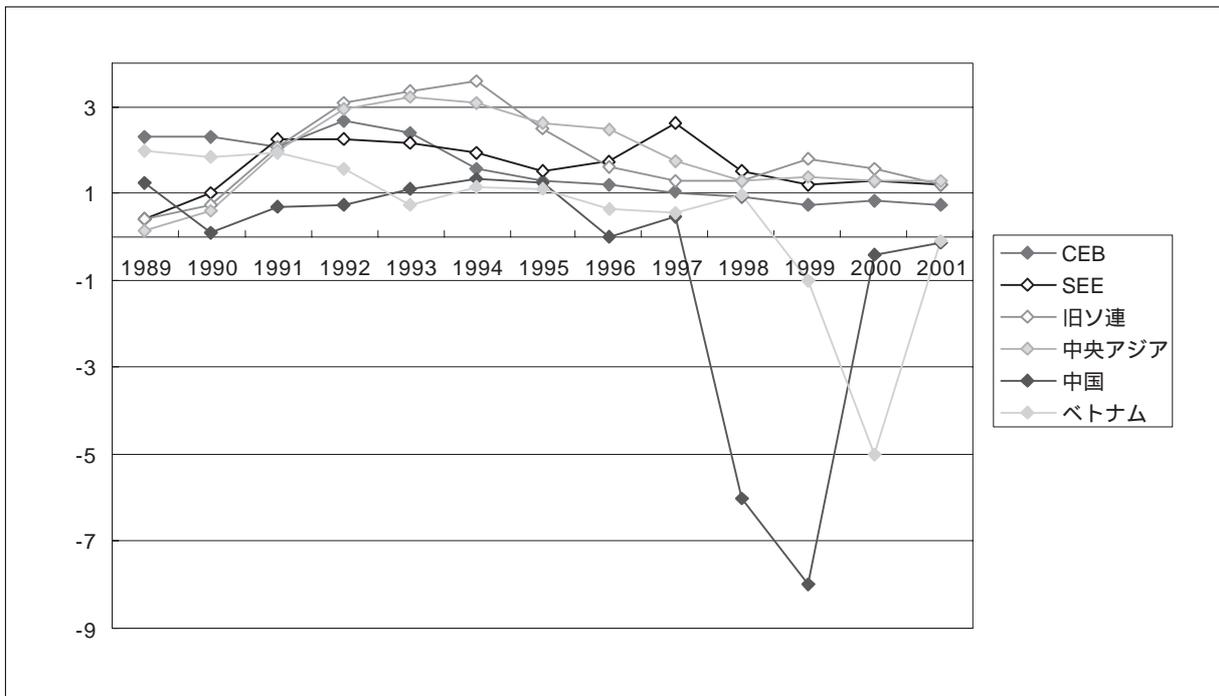
図3 3 経済成長率の動向



注：縦軸は%。

出所：EBRD, *Transition report*及びADB, *Asian Development Report* .

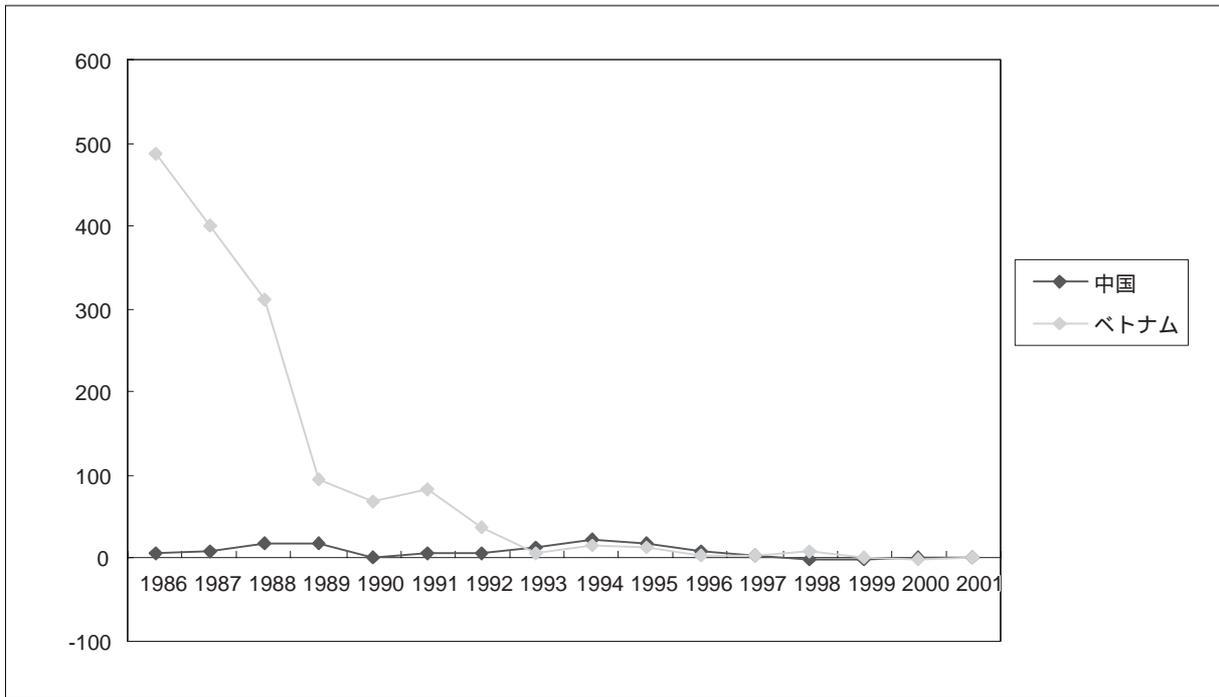
図3 4 インフレ率の動向



注：縦軸は対数表示。

出所：EBRD, *Transition report*及びADB, *Asian Development Report* .

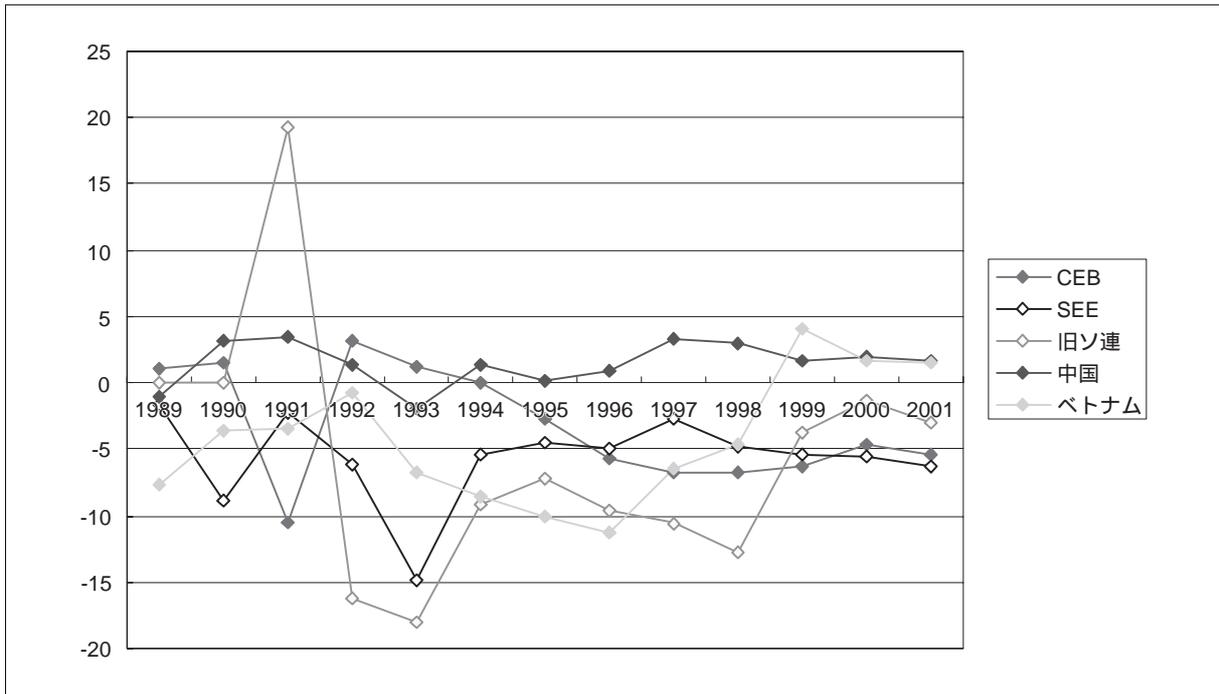
図3 5 中国・ベトナムのインフレ率



注：縦軸は%。

出所：ADB, *Asian Development Report* .

図3 6 経常収支（対GDP比率）



注：縦軸は%。

出所：EBRD, *Transition report*及びADB, *Asian Development Report* .

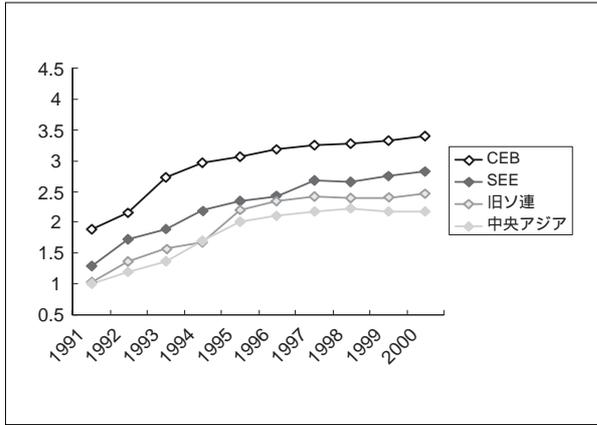
上記の経済改革に係る項目には即座に実施が可能である政策と計画の達成に時間を要するものが混在している。一般的にマクロ安定化と自由化政策は早急に行うことが可能である一方、民営化や構造改革は準備と実施に時間を要すると考えられている。このような移行政策のスピードとシークエンスに関してはFischer et al.が1つの「コンセンサス」を示している（Fischer and Gelb（1991））。彼らは移行政策の実施速度について価格自由化、貿易自由化、小規模民営化を直ちに実施することが可能である政策、大規模企業の再構築と制度整備を、実施に際して時間を要する政策と分類した。また実施の順序については所有権に関する法的な枠組みと金融制度が事前に整備させていることが民営化の前提条件であり、マクロ経済安定化が価格自由化の実施に際して重要であることを明らかにした。

このFischer et al.による移行戦略のコンセンサス（図3 13参照）に基づき、上記10項目のうち、インフラ整備と法整備を除く8項目について短期的な政策課題と中長期的な目標に分類し、各地域別にプロットしたものが図3 9～図3 12である。図3 9は移行初期に実施すべき政策として「価格自由化」、「対外（為替・貿易）自由化」、「小規模民営化」を選び、図3 10はCEEとその他の地域との差を表示している。また図3 11では実施までに前提や時間を要する制度整備として「大規模民営化」、「企業改革」、「競争政策」、「銀行改革」、「銀行以外の金融部門改革」の5つの移行指標を用いており、図3 12ではCEEとその他の地域との差を示している。

すべての移行指標の項目を用いた場合、図3 7と図3 8から明らかなように移行指標の進展度はCEE・SEE・旧ソ連・中央アジアでほぼ同一であり、地域間の相違は一定の幅を持って安定していたということが分かる。しかし移行政策の速度と順序に関するコンセンサスを考慮した場合、各地域の移行進度について新たに特徴を見いだすことができる。すなわち、短期的に実施可能であり、移行初期において実施すべき政策課題のクラスターを示す図3 9、図3 10からは、CEEと他の移行地域の格差が年々縮小する傾向にあることが分かる。一方、遂行に際して前提と時間を必要とする長期的な政策課題については、図3 11、図3 12からCEEとその他の地域との格差は1990年代を通じて拡大していることが分かる。このことからCEEでは市場経済化が1990年代を通じてほぼすべての分野で、急速に、かつバランスよく進められたのに対して、SEE・旧ソ連・中央アジアでは自由化政策や小規模民営化など短期間で実施可能な改革が相対的に進展した半面、中・長期的な移行政策である構造改革や制度整備が停滞傾向にあることが分かる。

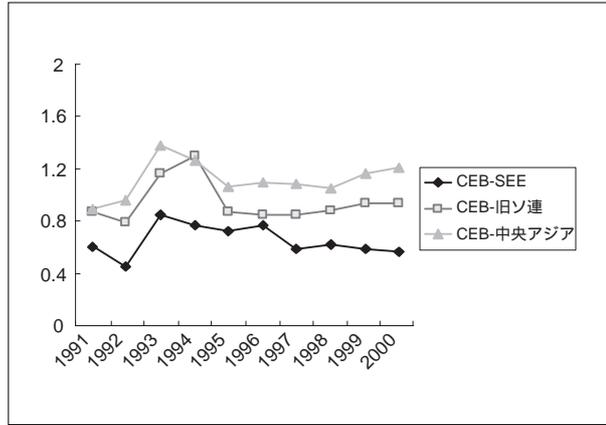
本節では「大規模民営化」、「企業改革」、「競争政策」、「金融改革」から制度整備の進展状況を考察したが、次章以降では法整備やルールの信頼性の観点から体制移行期における制度整備の問題について分析する。

図3 7 移行指標の推移（全体）



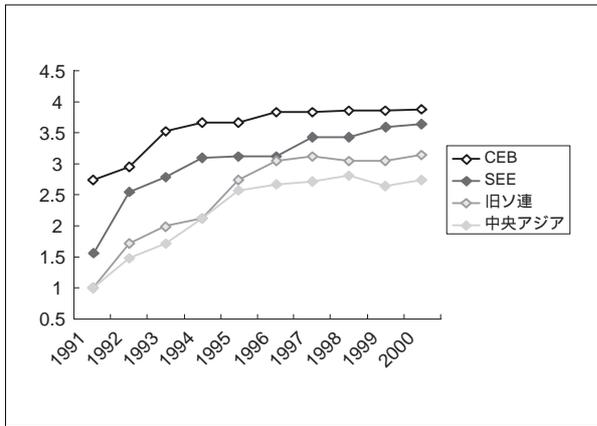
出所：EBRD, Transition report .

図3 8 移行指標の相違（全体）



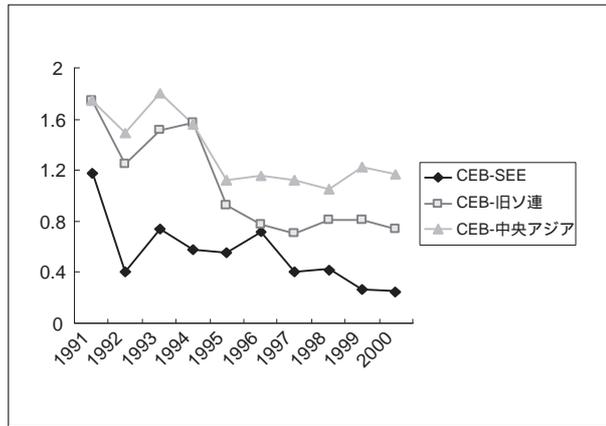
出所：EBRD, Transition report .

図3 9 移行指標の推移（短期課題）



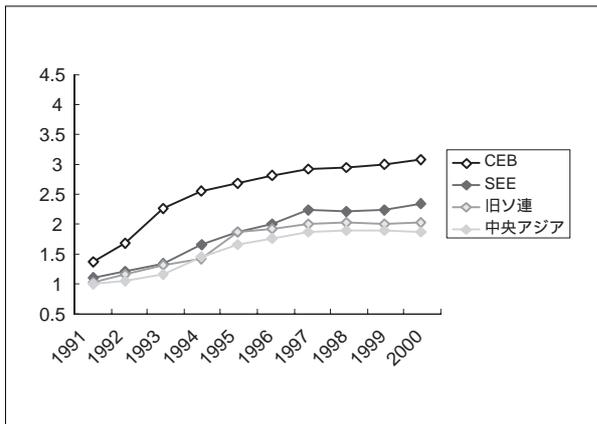
出所：EBRD, Transition report .

図3 10 移行指標の相違（短期課題）



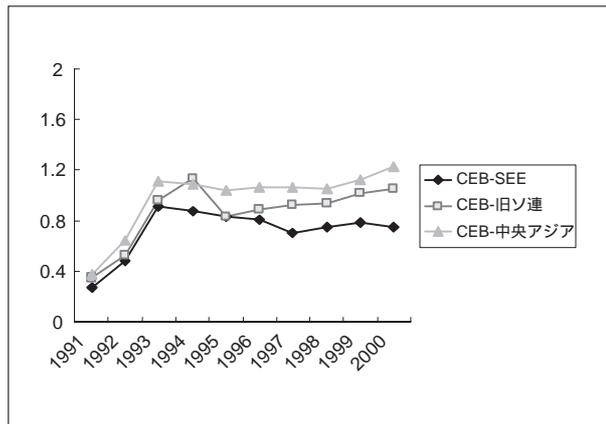
出所：EBRD, Transition report .

図3 11 移行指標の推移（長期課題）



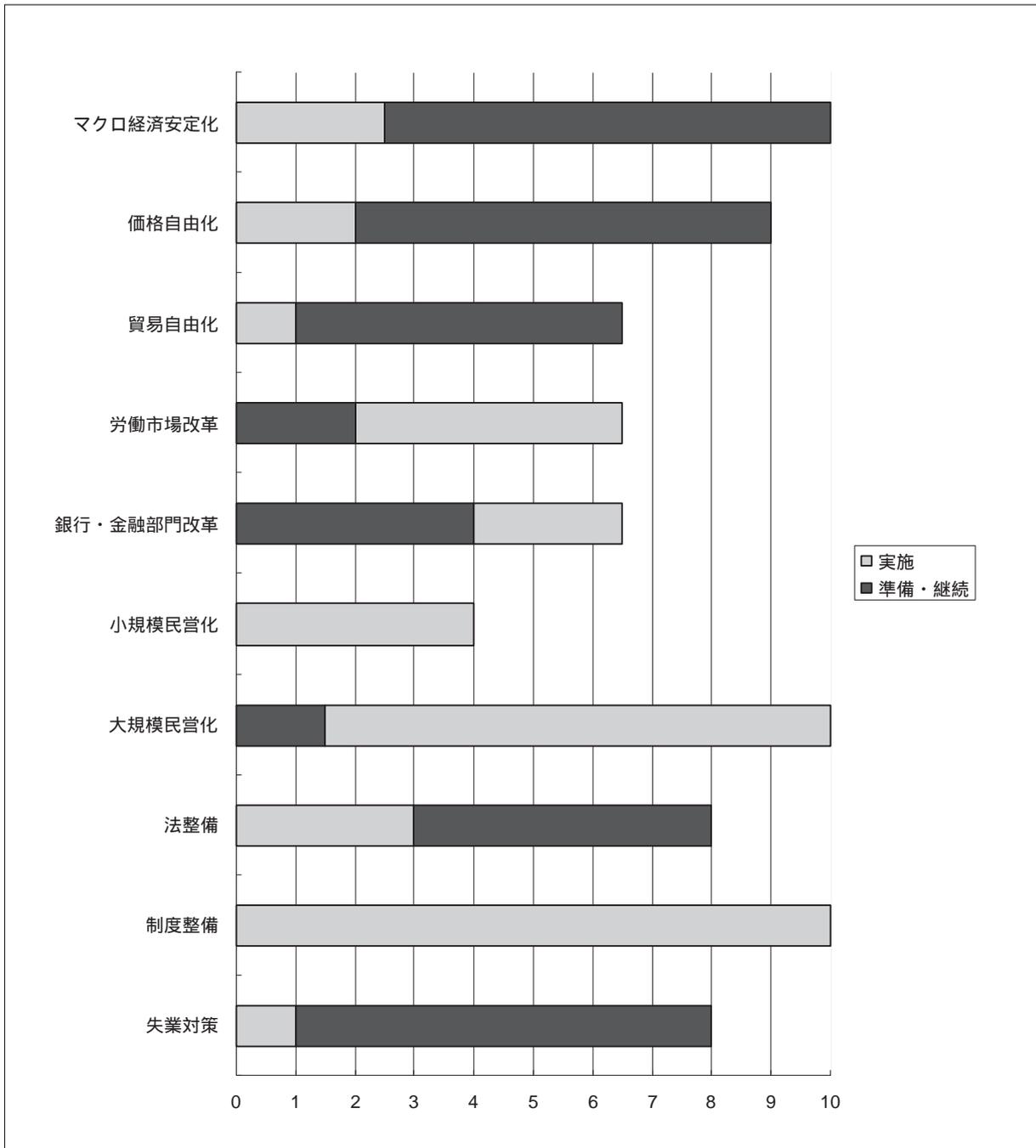
出所：EBRD, Transition report .

図3 12 移行指標の相違（中長期課題）



出所：EBRD, Transition report .

図3 13 移行戦略のスピードとシーケンス



注：横軸は移行開始からの累積年数を表しており、各項目は改革の優先順位と実施速度を示している。

## 4 . 移行国研究の動向

1990年代初頭の旧東欧における体制移行から10年経た今日、計画経済から市場経済への経済体制の転換を進める移行各国は、順調な経済成長を達成するCEE諸国、回復途上にあるSEE諸国、そして依然低迷から抜け出せないCIS各国と分類され、さらにその地域内でも各国間の経済格差は拡大する傾向にある。このような移行諸国における経済パフォーマンスの多様化は経済統計を分析する重要性を喚起し、統計データの整備・蓄積を促した。また移行期の経済状況を測る指標が相次いで開発されることにより、移行国研究は1990年代中葉を境にそれまでの理論研究に加えて、計量研究という新たな分析手法を得ることとなった。

1990年代前半期の移行国研究は、マクロ経済政策の実施手法を大きなテーマとしていた。この時期の理論分析は、段階的な経済改革が生産の低下を緩和することを説明したが、1990年代中葉以降の計量研究は、移行初期の急進的な経済改革が急速な生産回復の早期実現をもたらしたことを指摘し、移行国研究に新たな視点を与えている<sup>6</sup>。

本章では、1990年代前半期の移行国研究を「ショック・セラピー」と「漸進主義」に代表される経済改革に対する「理論研究」、1990年代後半期の移行国研究を蓄積された統計データや独自の移行指標を活用した「計量研究」と位置付け、それぞれの時期における主要な論点について考察を試みる。

理論研究ではこの時期の移行経済に大きな影響を及ぼしたSachs (1996) の論文からショック・セラピーと漸進主義の相違について考察する。この論文は移行国がいずれの経済改革を選択するかは旧計画経済における産業構造と労働者配分に依存することを指摘している。

計量研究では初期条件、経済自由化と構造改革そして制度整備が移行国の経済パフォーマンスに及ぼす効果について先行研究のサーベイを通じて明らかにする。このうち、初期条件の問題については移行開始から時間がたつにつれて軽視される傾向にあるが、本章では筆者による交易関数の推定を通じて「市場経済からの距離」と「先進国の対移行国輸出」との関係から初期条件の重要性について明らかにする。

### 4 1 1990年代前半期の移行国研究

1990年代前半の移行国研究の中心課題は、ショック・セラピー方式と漸進主義方式のいずれを採用すべきかということにあった。両方式の相違についてはさまざまな解釈があるが、価格自由化・マクロ経済安定化・民営化から構成される市場経済移行政策を短期集中的に行うのがショック・セラピー、段階的に調整を通じて実施するのが漸進主義として一般的には区分されている。

漸進主義は新しい制度派経済学の考え方に依拠するものであり(石田(2002))、中国における近年の経済改革を研究しているエコノミストが漸進主義を支持する一方、旧東欧やロシアの経済改革を研究し、ワシントン・コンセンサスの下、政策の助言や立案に関与した新古典派経済学者

<sup>6</sup> 理論分析についてはAghion and Blanchard (1993)、計量研究についてはAslund, Boone and Johnson (1996)、Fischer and Sahay (2000) などがある。

表 4 1 中国における組織形態別の雇用配分 (%)

	中 国			ロシア	
	1978年	1984年	1991年	1985年	1991年
国営企業	18.6	17.9	18.3	93.1	86.1
集団農業	72.0	67.0	63.9	6.0	5.3
郷鎮企業	4.3	7.6	10.0	na	na
私有・その他	0.0	0.8	1.6	0.9	8.6

出所：Sachs and Woo (1994)

の多くがショック・セラピーを支持した（高阪（1995））ため、1990年代初頭、マクロ経済分野における移行国研究ではこれら2つの経済改革方式を巡る論争が中心的な議題となっていた。

ショック・セラピー方式と漸進主義方式の相違については移行戦略を実施する際のスピードとシークエンスの観点から分類されることが多いが、以下ではSachs（1996）の中国と旧東欧・旧ソ連に対する研究を紹介し、産業構造の相違が両方式の定義と導入に至る経緯に大きな意味を持っていたことを明らかにする。

移行国の産業構造は、低生産性の農業部門、国有工業・サービス部門、私有工業・サービス部門の3つの部門に分けることができる。この3部門構造から市場化以前の中国とロシアの状況を見ると表4-1のようになる。すなわち、1978年に市場化を開始した中国では労働者の70%が農業部門に属していたが、ロシアでは労働者の90%近くが国営工業・サービス部門に従事しており、この点での両国の相違は際立っている。なお社会主義計画経済では原則的に私的所有は禁止されていたことから、市場化以前に私有工業・サービス部門は存在しなかったと考えられる。

ショック・セラピー方式と漸進主義方式はいずれも私有部門の設立を解禁するという点では共通しているが、ショック・セラピーが私有部門の自由化と同時に国有部門に対する財政支援や保護制度を停止する一方、漸進主義は国有部門を温存したままで私有部門の設立を解禁するという点で両者は異なっている。従ってここでは、両方式の相違はスピードではなく、国営部門が改革とともに市場メカニズムの影響を受けて予算制約をハード化するか否かという点に絞られることになる。

市場経済化以降の急速な経済成長は生産性の高い私有部門の発展にかかっている。中国では農業従事者が多く、国営工業・サービス部門の労働者シェアが低かったため、私有部門に労働者を供給する際に国営企業を改革する必要はなかった。一方、東欧・旧ソ連では国営企業に対する補助金から国家財政は圧迫されており、また大半の労働者が国営部門に属していたため、市場経済化を進めるためには抜本的な国有企業改革が不可欠となっていた。

以上を踏まえて、Sachsは市場経済化に際しては産業構成と労働者配分という初期条件がショック・セラピー方式と漸進主義方式の選択において重要な基準となり得ることを明らかにしているのである。

## 4 2 1990年代後半期の移行国研究

移行開始後数年を経て、1990年代後半の移行国研究にはそれまでにはなかった新たな特徴を見いだすことができる。その1つが整備・蓄積された統計データによる移行期経済の評価である。またde Melo et al. (1996) (1997)、Brunetti et al. (1998)、Cukierman et al. (2000)そしてEBRD (1994-2002)はそれぞれ独自に「指標」を開発し、移行経済の計量分析に大きな影響を及ぼしている。これら統計データや指標を用いた計量分析は主として次のことを分析の対象としている。

- マクロ経済安定化と経済成長の関係
- 初期条件の経済成長に対する影響
- 経済自由化政策と構造改革の経済成長に対する効果
- 制度整備と経済成長の関連性

上記のうち、マクロ経済安定化と経済成長との相関関係については議論の余地はないものと考えられる (Havrylyshyn et al. (1998))。従って本節では、1990年代後半期の移行国研究の成果について、初期条件の影響、経済自由化・構造改革と経済パフォーマンス、制度整備と経済成長という3つの観点から先行研究を考察し、それぞれの研究結果について概観したい。

### 4 2 1 初期条件に関する研究

類似した移行政策を実施しても、必ずしも同じような結果が得られないことは、市場経済化10年の経験から明らかとなっている。この点についてこれまで多くの論文が、スムーズな市場経済化に対する初期条件の影響について検討を行ってきた。初期条件に関する研究は多岐にわたるが、本節では初期条件と自由化政策・経済パフォーマンスとの関係についてこれまでの主要な論点を検証する。以下の先行研究は初期条件の構成要素が異なるものの、いずれも好ましくない初期条件は経済成長に対してマイナスの影響を与えること、そしてその経済政策に対する影響は限定的であることを明らかにしている。

- ・ EBRDは“ Transition report 1999 ”で初期条件の相違に関して主成分分析を行い、その中で旧体制下における「マクロ経済の歪み」はCIS、とりわけ中央アジア・コーカサス諸国において大きく、旧体制下での「貿易依存度」はCIS、特にロシアを中心とする欧州地域で高いという結果を示している。この分析からはCEEが相対的に良好な初期条件を有していた半面、CISは負の遺産を受け継ぎ市場経済化を進めていることが分かる。
- ・ de Melo et al. (1997)は「初期条件」として、マクロ経済の歪みと市場経済からの隔離、産業構造の歪みという2つのクラスターを設定し、移行28カ国、5年間のデータを用いたパネル分析を行っている<sup>7</sup>。それまでの先行研究は「マクロ経済及び産業構造の歪みと経済改革の

<sup>7</sup> 「マクロ経済の歪みと市場経済からの隔離」、「産業構造の歪み」はそれぞれ次の要素から形成されている。  
・ マクロ経済の歪みと市場経済からの乖離： 闇市場における為替レートプレミアム、潜在インフレ率、貿易の対GDP比率、中央計画下に置かれた年数、1989年以前の政治状況を示すダミー変数、市場経済圏への地理的距離を示すダミー変数  
・ 産業構造の歪み： 1人当たり所得水準、GDPの工業シェア、都市化の度合い、移行開始前の成長率、天然資源の豊富さ

間にはマイナスの関係がある」ことを明らかにしていた。つまり初期条件が悪いほど自由化政策が停滞するということはすでに検証されていたのである。de Melo et al.は初期条件と経済パフォーマンスの関係、そして初期条件と自由化政策の有効性についてパネルデータを用いて推定を行い、次のことを新たに指摘した。

好ましくない初期条件は経済改革を妨げる方向には働くが、一旦、経済改革が実施されるとその有効性は初期条件により減じられることはない。

初期条件と経済成長率との関係を示すグラフは中国・ベトナムが旧ソ連・中央アジアよりも14%程度高い等成長線上に位置していることを示している。

この研究結果は、好ましい初期条件が効果的な経済改革のための十分条件ではないという重要な点を指摘している<sup>8</sup>。

- ・ Hernandez-Cata (1999) は移行国において経済自由化の進展に相違が生じた要因について1990年から1996年までの移行26カ国のデータを用いたパネル分析を行っている。その中で「初期条件」として、共産主義下の年数、市場経済からの距離を測るダミー変数、政治的自由、地下経済の規模、ルーブル圏ダミー、ロシアとの価格自由化ギャップ、地域ダミーを取り上げ、これらが価格自由化や価格以外の経済自由化の進展に対して統計的に有意であるかについて推定を試みている。ダミー変数を除く各説明変数の係数はそれぞれ、負、正、正、正のように予想されるが、推定結果は共産主義下の年数と地域ダミー以外は係数の符号は予想どおりであり、また統計的に有意であることも確認している。
- ・ Fischer and Sahay (2000) は移行25カ国のデータを用いたクロスセクション分析の中で初期条件として、GDPに占める農業シェア、天然資源賦存量、共産主義下での年数、中・高等学校の入学率、貿易依存度、過剰工業化進度、デュッセルドルフ - 各国首都間の距離を取り上げ、移行後6年間の累積的な経済成長率を説明するモデルを推定している。その結果、共産主義下での年数と中・高等学校の入学率が経済成長を説明する上で重要な変数であるということを示している。

以上の分析はモデルの特定化により多少の相違はあるものの、初期条件が移行期における経済自由化や経済パフォーマンスに対して統計的に有意であり、望ましい初期条件は移行期における良好な成長過程を支える一因であったことを明らかにしている。

その一方、近年の計量研究の中には経済成長に対する初期条件の効果が移行過程で低下することを示すものもあり<sup>9</sup>、また移行開始から年数がたつにつれて、初期条件そのものに対する関心が薄らぎつつある。以下では筆者が近頃関心を持っている「重力モデル」の前段階として交易関数を推定し、初期条件の中でも特に市場経済からの距離を取り上げ、先進国の対移行国輸出に与える影響について計量分析を試みる。この地理条件と国際貿易の関係を推定することにより、先行研究とは異なる観点から移行国における初期条件の問題について考察したい。

<sup>8</sup> Havrylyshyn, Izvorski and Rooden (1998) はde Melo et al. (1997) による初期条件クラスターを用い、1990年から1997年までの移行25カ国におけるサンプルについて経済成長を説明するモデルを推定しているが、このうち、産業構造の歪みと経済改革の関係についてのみde Melo et al. (1997) と一致する結果を示している。

<sup>9</sup> Havrylyshyn, Izvorski and Rooden (1998); Berg, Borensztein, Sahay and Zettelmeye (1999)

市場経済からの距離については経済自由化や中央銀行の独立性に対する影響という観点からこれまで実証分析が行われてきた<sup>10</sup>。ここでは交易関数のクロスセクション分析を通じて地理的要因が市場経済国と移行諸国との貿易量にどのような影響を与えるかについて考察する。

先進市場経済国としてEUの基軸国であるドイツを取り上げ、同国からCEB・SEE・旧ソ連・中央アジアの移行各国に対する輸出量を経済規模や地理的要因から説明するモデルを考える。このモデルの背景には良好な経済パフォーマンスを示すCEB諸国が欧州連合（European Union：EU）という市場経済圏に距離的に隣接し、外部経済の恩恵を受けているという想定がある。

推定するモデルは（1）式である。説明変数としては両国の所得の積（ $Y1Y2$ ）、両国の1人当たり所得の積（ $Y1P1Y2P2$ ）、そして両国の首都間の距離（ $D$ ）の3つの変数を考える。

$$\text{推定モデル：} \ln EX_t = \text{constant} + (\ln Y1Y2)_t + (\ln Y1P1Y2P2)_t + (\ln D)_t + V_t \quad (1)$$

$D$ については、貿易相手国との距離が離れているほど、財の取引費用が増すことが考えられる。 $Y1Y2$ と $Y1P1Y2P2$ が積の形を取るのには、二国間の経済規模に差異がある場合よりも類似している場合に貿易がより活発に行われることを意味している（姜（2002））。

説明変数の符号については二国間貿易が両国の所得水準と正の関係にあるという想定から係数は正、1人当たり所得と正の関係にあるという想定から係数は正、そして距離が離れているほど取引費用が増加するという想定から、係数は負をそれぞれ期待する。

データは1994年から98年までのドイツとCEB・SEE・旧ソ連・中央アジアの移行24カ国<sup>11</sup>におけるクロスセクションデータを用いる。（1）式をMicrofit Version 4.0により最小二乗法（OLS）で推定したところ、表4-2の結果が得られた。ここでは各年とも決定係数はいずれも0.9以上であり、モデルの特定化については1%水準で問題なく、また分散不均一性についても1994年を除いて誤差項の分散は均一になるという結果を得た。

表4-2の推定結果からは次のことが分かる。

説明変数の符号は期待どおりである。すなわち、両国の所得水準、及び1人当たり所得はドイツの対移行国輸出と正の関係にある。また両国首都間の距離は、ドイツからの輸出量と負の関係にあり、欧州の主要国であるドイツからの距離が遠いほど交易関係が希薄になることを示している。この結果は輸出入量を経済規模や地理的条件から説明する「重力モデル」の理論と整合性を持っており、推定した交易関数モデルを拡張する上で重要な情報となっている。

係数は絶対値で増加傾向にある。すなわち、先進国との貿易に際して移行国の地理的要因はその影響を年々増しつつあることが分かる。これはドイツと隣接するCEBがSEEや旧ソ

<sup>10</sup> Hernandez-Cata（1999）は移行国間の経済自由化進展の相違を説明する変数として「地理条件」を取り上げ、またCukierman et al.（2000）はCBIと移行各国首都 - ベルリン間の関係を回帰している。なお後者では有意な推定結果は得られていない。

<sup>11</sup> クロスセクション分析で用いた移行24カ国は以下のとおりである。  
アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、エストニア、グルジア、ハンガリー、カザフスタン、キルギス、ラトビア、リトアニア、マルタ、モルドバ、ポーランド、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スロベニア、マケドニア、トルコ、トルクメニスタン、ウクライナ。

表 4 2 交易関数の推定結果

年	定数項	$\ln(Y1Y2)$	$\ln(Y1P1Y2P2)$	$\ln(D)$
1994	- 17.5314	0.83274	0.46147	- 0.59527
1995	- 13.6447	0.82591	0.32386 *	- 0.80068
1996	- 11.2573	0.80207	0.24826 *	- 0.86477
1997	- 11.6924	0.82907	0.25490 *	- 0.88529
1998	- 11.0964	0.81972	0.23571 *	- 0.87057

注 1 : \*は 5 % の水準で統計的に有意、その他は 1 % の水準で統計的に有意を示す。

注 2 : 輸出量は CIF ベース、GDP は Current Price ベースを使用。

出所 : UN, *Yearbook of International Trade Statistics, and Monthly Bulletin of Statistics* .

連・中央アジアに比べて地理的に有利な初期条件を有しており、時間の経過とともにその条件が一層有利に働いていると解釈することもできる。

#### 4 2 2 経済自由化政策・構造改革とインフレ率・経済成長に関する研究

旧社会主義諸国が市場経済化を開始した 1990 年代初頭の移行国研究は漸進主義とショック・セラピーの優劣を明らかにすることが中心的なテーマであり、漸進主義は移行直後の衝撃が小さく生産低下を緩和する点で優れていると論じられる一方、ショック・セラピーが想定していた効果はまだ明らかにされていなかった。しかし、1990 年代後半以降統計データが蓄積され、また移行の進展度を測る「指標」が開発されることにより、計量分析が利用可能となり、急速な経済自由化や持続的な構造改革の効果に対する研究が進められている。

以下では de Melo et al. (1996) (1997) による分析を中心に、経済改革と経済パフォーマンスに関する先行研究を考察し、「経済自由化政策や構造改革は経済成長の必要条件である」ことを明らかにする。

- ・移行国における経済自由化政策とインフレ率との関係については多くの研究がある。例えば、移行初期にはインフレ率と自由化指数の間に正の関係があること、そして価格自由化とインフレ率の関係は初めの 1 年間は正であるが、その後は負になることなどがこれまで明らかにされている<sup>12</sup>。

移行開始後、多くの国が高いインフレ率に直面し、とりわけ急進的な経済改革を実施した国において物価水準の上昇は顕著であったため、高インフレ率はしばしば漸進主義者によるショック・セラピー批判の論拠とされてきた。Hernandez-Cata (1999) はこれを踏まえて価格自由化とインフレ率の関係について貨幣供給量を考慮した計量分析を行い、次のことを指摘している。

価格自由化は短期的にはインフレ率を上昇させる効果を持つが、持続的な効果は持たない。

価格自由化による短期的な物価上昇圧力は、移行以前に物価水準が抑圧されていた国ほど

<sup>12</sup> Havrylyshyn, Izvorski, and Rooden (1998) は価格自由化は移行初期には経済成長に負の効果を持つが、移行が進むにつれてその効果はプラスに転じること、そして価格以外の貿易や為替の自由化は短期的にも長期的にも経済成長に対してプラスの効果を持つことを明らかにしている。

大きい。

他国の場合と同様、移行国においても高いインフレ率の原因は、貨幣供給量の増加にある。価格自由化以外の経済自由化措置の中にはインフレ率を抑えるものがある。

この研究からは移行国における物価上昇の決定要因は他国の場合と同様に貨幣供給量の増加であり、価格自由化政策によるインフレ圧力は一時的なものであるという結論が導かれている。

- de Melo, Denizer, Gelb and Tenev (1997) は独自に「経済自由化指標 (Annual Liberalization Index : LI 及び Cumulative Liberalization Index : CLI)」を作り、経済自由化と経済パフォーマンスとの関係について検証を行っている<sup>13</sup>。移行28カ国、5年間のデータを基にパネルデータ分析を行った結果、経済自由化は経済成長に対して次のような非線形の関係にあることを明らかにしている。

現時点の自由化は成長に対してマイナスの効果を持つが、累積的な自由化は成長に対してプラスの効果を持つ。

累積的な自由化の成長に対するプラスの効果は、現時点の自由化のマイナスの効果に比べて約2倍の大きさがある。

特に2番目の結果からは、移行開始以前に経済改革を経験した国では、移行初期の自由化が成長にプラスの効果を与えやすいために、急速な自由化へのインセンティブを有したことが考えられる。この研究から de Melo et al. は過去の経済自由化がインフレ率に対してマイナスの有意な効果を持つことを示しており、累積的な経済自由化が経済成長を促進し、インフレ率を低下させる役割を持つことを明らかにしている。

- Cukierman, Miller and Neyapti (2000) は独自に作成した「中央銀行独立性指標 (Central Bank Independence : CBI)」と de Melo et al. による累積的経済自由化指標 (CLI) を用いて移行26カ国におけるインフレ率を説明するモデルを推定している<sup>14</sup>。Cukierman, Webb and Nayapti (1992) では西側先進国における中央銀行の独立性強化はインフレ率を低下させる効果を持つことが示されたが、移行国のみを対象とした Cukierman et al. (2000) では次の結果を新たに指摘している。

経済自由化が持続的、かつ高水準で行われた場合にのみ、インフレ率とCBIはマイナスの有意な関係を持ち、その際CLIはインフレ率に対して有意ではなくなる。

<sup>13</sup> 「経済自由化指標」は国内市場・対外市場・民間セクター参入についての改革進度を0から1までの数字で計算した後、それぞれに0.3・0.3・0.4のウェイトを掛けて算出している。1989年から1994年までの隔年について作成した Annual Liberalization Index (LI) とこの期間の累計である Cumulative Liberalization Index (CLI) を用いている。これらの指標は客観性を持つように、de Melo et al. のみならず、世界銀行や各国の移行国専門家、EBRDの資料等を基に作成させている。

<sup>14</sup> CBIは中央銀行憲章の各項目(金融政策の権限配分、政府との紛争調停手続き、政策目標における物価安定の相対的な重要性、対政府貸出制限の厳格さ、総裁の任命・解任手続き)から形成されている。各項目は0から1までの値をとり、0が独立性の最小値、1が最大値となる。モデルの推定に際しては、金融政策の権限配分・政府との紛争調停手続き・政策目標における物価安定の相対的な重要性にそれぞれ0.4・0.4・0.2のウェイトを課したLVAVとウェイトを課さないLVAU、さらにLVESと対政府貸出制限にそれぞれ0.6・0.4のウェイトを課したLVESXをCBIとして用いている。

累積的な経済自由化が低水準である場合には、CLIはインフレ率に対してマイナスの有意な効果を持つ一方、CBIは有意な効果を持たない。

加えてこの研究は「経済自由化を示すCLIはその水準が低い場合に限りインフレ率にマイナスの有意な効果を持つ」ことを指摘しており、前述のde Melo et al. (1997)の推定結果に対して新たな条件を追加している。

- Cukierman et al.以外にもCLIを用いて経済パフォーマンスの説明を試みた研究は数多くある。例えばFischer, Sahay and Vegh (1996)、Aslund, Boone and Johnson (1996)、Selowski and Martin (1997)などが一例として挙げられる<sup>15</sup>。このようにCLIは、移行過程のマクロ分析に盛んに用いられる一方、その問題点を指摘する研究もある。例えば、Krueger and Ciolko (1998)はCLIが生産量の増加に対して内生的に作用するため、CLIと経済パフォーマンスの関係を推定するとバイアスが生じ、推定結果に問題が生じることを指摘している。Krueger et al.はこの結果、移行過程の生産量に対してはCLIで測られる経済自由化政策の進捗よりも初期条件の方が大きな説明力を有しており、また重要性も高いことを述べている。

- Havrylyshyn, Izvorski and Rooden (1998)は1990年から1997年までの移行25カ国のサンプルを用いたパネル分析で、実質GDP成長率を説明するモデルを推定している。このモデルでは説明変数としてインフレ率、構造改革指数、政府規模、法整備指数、初期条件を考慮しており、変数間の相関を避けるために初期条件を除き2期前までのラグ付き変数を追加している。全期間のデータを用いた推定結果から次のことを指摘している。

良好な成長パフォーマンスを示している国はインフレ率が低く、構造改革が進展している。インフレ率についてはダミー変数を用いた推定から31%以上になると経済成長率にマイナスの効果を持ち、22%以下の水準でプラスの効果を持つ。

構造改革は短期的には経済成長率に対してマイナスの効果を与えるが、改革が継続的に行われるとその効果はプラスに転じ、また全体としてもプラスの効果を持つ。

大きな政府は経済成長に対してマイナスの有意な効果を持つ。これは「ソフトな予算」が続く限り政府支出を増やしても、その効果は一時的なものに限られ、長期的には経済成長に対してマイナスの影響を持つことを示している。ただし、政府規模はマクロ安定化や構造改革ほど大きな影響を持っておらず、その重要性は相対的に低い。

次にサンプル期間をほとんどすべての移行国がマイナス成長であった 期 (1990~1993年) と半数以上の国がプラス成長に転じた 期 (1994~1997年) に分けて同様の推定を行い、以下の推定結果を提示している。

<sup>15</sup> Fischer, Sahay and Vegh (1996)は移行25カ国の1992年から1994年までのデータを用いて、CLI・政府の財政収支・為替レートダミーからインフレ率と経済成長率を説明するモデルを推定し、マクロ経済の安定化と自由化を達成した国はより早く生産量を増加させている、CLIはインフレ率を押し下げる効果を持つという結果を示している。またSelowsky and Martin (1997)は移行25カ国、1990年から1995年までのデータを用いた推定を行い、自由化政策は複数年にわたって生産量増加にプラスの影響をもたらす、政策変化の累積効果は静学モデルによる短期効果よりも大きい、自由化政策の生産量増加に対する短期効果は地域により異なり、CEEではプラス、旧ソ連ではマイナスに働くことを指摘している。

構造改革は移行初期である 期には経済成長に対してU字形の効果を持つ。これは改革が進んでいる国と遅れている国では成長の鈍化が軽微だが、中位改革国は大きな生産低下に直面することを意味している。一方、移行が進んだ 期では成長に対して右上がりの関係を持つ。

価格自由化は1期には経済成長に対してマイナスの効果を持つが、移行が進むにつれてプラスの効果に転じる。

貿易・為替制度の自由化は 期と 期の双方において経済成長に有意なプラスの効果を持つ。

前提条件と経済成長とはマイナスの関係にあるが、その効果は一定ではなく、移行過程の進展とともに減少する。

上記の と は、移行初期の構造改革が遅れた低・中位改革国に構造改革の持続的な実施を促す上で有用な結果であるといえる。

このほか、構造改革に関しては、Berg et al. (1998) が移行26カ国のデータを基に、次のことを明らかにしている。

移行初期における生産低下は好ましくない初期条件に大きく起因しており、財政赤字やインフレ率といったマクロ経済の不均衡による影響は少ない。また構造改革の進展が生産低下をもたらしたという証拠はない。

改革の影響をセクター別に分析すると、国有部門に対するマイナスの効果は2年後に見られることが分かった。しかしこれは私有部門に対するプラスの効果により相殺される。

生産回復の原動力は構造改革であり、緊縮的なマクロ政策も部分的にプラスの効果をもたらし、先行研究と異なり、Berg et al.では改革が早いほど、生産回復も早いことを示している。

旧ソ連における移行初期の大規模な生産低下は主として構造改革の遅れにあり、初期条件の影響は少ないこと、そして1990年代後半の旧ソ連（バルト諸国を除く）における低成長も構造改革の遅延にあることを示している。ポーランドとバルト諸国は初期条件が悪かったにもかかわらず、マクロ経済政策と構造改革を進めることにより良好なパフォーマンスを示していることは注目に値する。結局、初期条件はインフレ抑制政策と構造改革により克服することができるし、実際に克服されてきたのである。

#### 4 2 3 制度整備と経済成長に関する研究

近年、開発途上国に対する開発援助において「良き統治」や「ソフトインフラ構築」が新たなトピックとして注目を集めているが、とりわけ制度整備は旧社会主義国の市場経済化という歴史的動向と経済学における新しい制度派経済学（New Institutional Economics : NIE）<sup>16</sup>の登場を背景にして、その重要性が改めて認識されている（山田（2002））。

NIEは制度を階層的にとらえ、経済活動と制度の相互作用を見ようとする点で特徴を有している（和田（2000））。すなわち制度をルール集合体と見なし、このルールが経済的交換活動に対

<sup>16</sup> NIEは不確実性やその他の取引費用が生じる環境において制度の合理的個人に対する影響を分析するものであり、経済理論と制度分析の融合という特徴を持つ。NIEは組織の個別研究を研究対象としていたそれまでの制度派経済学と区別するために「新しい制度派経済学」と呼ばれている。

してどのような影響を与えるのかについて双方向から検討することがNIEの研究手法なのである。この際、NIEは表4-3のような各階層から制度を包括的に分析する。第1の階層は社会的環境に埋め込まれたもので伝統や宗教に大きな影響を受ける。この階層は長期にわたって国や社会の経済パフォーマンスに影響を及ぼし、経済活動の効率化を目的として意図的に改変することはできない。第2の階層は法律など明示的に規定された諸制度であり、財産権制度や強制執行など私人の契約活動の前提をもたらすものである。これは政治体制の変革と結びついているため、変革にはやはり長い期間を要する。第3の階層は自由な意思決定に基づいた契約において互いの行動を規定する取引管理構造（ガバナンス）であり、ここでは進化の速度は比較的速くなっている。そして最後の階層はミクロ経済学と契約理論が扱う領域であり、変数を連続的に変化させることにより利潤や効用を最適化するというモデルが最もよく当てはまる分野である。

本報告書3章ではEBRDの移行指標のうち、「大規模民営化」、「企業改革」、「競争政策」、「銀行改革」、「銀行以外の金融部門改革」を5つの分野を制度整備ととらえ、地域ごとの整備状況を考察した。これらは国内価格や為替レートの自由化、あるいは小規模民営化などと比べて、実現に際して一定の時間と前提条件を必要とするため、その意味では制度整備と見なすことができる。また近年、途上国・移行国に対する開発援助では「法改革」が制度整備として実施されており、制度を「法制度」に限定し、法・司法改革が高い経済成長率を達成するために必要であるということ指摘した研究も多数行われている<sup>17</sup>。しかしその一方、近年注目されているNIEは制度について法的な拘束力を持つ「公式なルール」と伝統的な行動規範である「非公式なルール」を合わせた移行指標や法改革に比べてより広義な概念から定義付けを行っている<sup>18</sup>。そこで本節では「法制度」と「ルールの信頼性」という2つの定義域が異なる概念から「制度」をとらえ、経済パフォーマンスに対する影響について統計的・実証的に検証する。まず、法・政策・政府に対する企業家の信頼度を計測した「ルールの信頼性」指標を用いて経済成長と制度整備との関係を計量分析したBrunetti, Kisunko and Weder (1998)を取り上げ、その成果と問題点について考察を試みる。

- ・ Brunetti et al. (1998) は世界73カ国の約3,800企業に対して法・政策・政府の行動における不確実性と企業活動への影響等に関する質問を行い、そのサーベイ・データに基づいて「ルールの信頼性」指標を作成した<sup>19</sup>。彼らは1980年から1992年までの1人当たり平均成長率を被説明

<sup>17</sup> 例えば、Posterは法制度が脆弱である、もしくは存在しない場合、新規企業は顧客に対して信用を示す手段を失うばかりでなく、契約不履行の際、法的解決が行われないことを懸念して、商取引を簡単なものにせざる得なくなるという点を挙げ、法制度の経済活動における重要性を指摘している。

<sup>18</sup> 公式なルールは政治や裁判のルール、経済のルール、契約のルールを含んでいる。一方、非公式なルールは公式なルールではカバーされない日常的な取り引きを解決するルールを示している（石田（2002））。

<sup>19</sup> 「ルールの信頼性指標」は法・政策・政府の行動に関する10の質問項目を5つのサブインデックスに分類し、1996年時点とその10年前（CISは5年前）の状況について企業家に行ったアンケート結果を単純平均することにより求めている。5つのサブインデックスは次のとおりである。

ルール形成に際しての予測可能性、政治の不安定性に対する認識、政府による身体と所有権の保護、司法による法執行の予測可能性、汚職の存在。

なおこの指標を地域ごとに比較した場合、CISはサブサハラよりも信頼性が低くなっており、特に政治の安定性と司法の信頼性に問題があるという結果が出ている。

表 4 3 NIEの分析階層

分析のレベル	主な分析対象	変化に要する時間	制度選択の目標
1. 社会学	非公式な制度、伝統、規範、宗教	100年から1000年	予測不可能。制度は自発的に生まれる。
2. 財産権の経済学、実証政治学	財産権を巡る公式な制度（政治・司法・官僚制）	10年から100年	制度環境の最適な選択
3. 取引費用の経済学	契約	1年から10年単位	ガバナンス構造の最適な選択
4. 新古典派経済学、エージェント理論	価格・数量、誘因によるコントロール	瞬時	限界条件による最適化

出所：和田（2000）

変数、初期時点として1980年の1人当たりGDPと人的資本（中等学校入学率）を説明変数とする成長回帰モデルに信頼性指標を追加し、ルールに対する信頼性と経済成長率との関係について仮説検定を行い、次の結果を得ている。

データの関係から51カ国のサンプルを用いて推定した結果、ルールの信頼性は1人当たり平均成長率に対して正の相関を持ち、1%水準で有意となる<sup>20</sup>。また説明変数として1980年から1992年までの政府支出の平均増加率（対GDP比）と同期間の平均インフレ率を追加した場合でも、ルールの信頼性と経済成長率との正の有意な関係に変化はない。ただし、国際貿易への開放性として1980年から1992年までの輸出入量の対GDP比率をコントロールした場合は、信頼性指標と平均成長率の関係は変わらないものの、有意水準は5%に低下する。

次にBrunetti et al.は被説明変数を平均成長率と対GDP平均投資率とする2つのモデルを作り、ルールの信頼性指標の代わりに同指標を形成する5つのサブインデックス（脚注11参照）を1つずつ説明変数として追加し、サンプル期間を「1970～1992年」と「1980～1992年」に分けてクロスセクション分析を行っている。その結果は次のとおりである。

「司法による法執行の予測可能性」は平均成長率と平均投資率に対して正の相関を持ち、1%水準で有意となる。この結果はいずれのサンプル期間においても成り立っており、サブインデックスの中でも最も安定した結果を示している。また「政府による身体と所有権の保護」と「政治の不安定性に対する認識」も有意水準は低くなるものの、2つのサンプル期間において平均成長率と平均投資率の双方に有意な変数となっている。

他方、サブインデックスのうちでも「ルール形成に際しての予測可能性」と「汚職の存在」は不安定な結果を示している。前者はサンプル期間を1970～1992年とした場合のみ平均成長率に対して5%水準で有意になっており、後者は被説明変数を平均投資率とした場合のみ有意となっている<sup>21</sup>。

<sup>20</sup> サンプル期間を1970年から1992年までとし、また被説明変数を対GDP平均投資率とした場合でも、この結果は成り立つ。

<sup>21</sup> この研究では「汚職は投資と有意に相関するが、経済成長との関連性は低い」ということを示している。Olson（1997）は所有権や法の支配などの制度的基盤に関する研究を行い、経済成長と汚職の間には負の関係があることを明らかにしている。

またBrunetti et al.は、移行18カ国におけるルールの信頼性指標と、1990年から1995年までの1人当たりGDP平均成長率との関係についても分析している。データの計測方法やサンプル期間について留意が必要であるものの、両者には正の関係があり、ルールの信頼性が移行国における成長パフォーマンスを説明する可能性を見いだしている。

以上のBrunetti et al.による研究は彼ら自身、指標の客観性について潜在的な問題があることを認めてはいるものの、制度をより広範にとらえ、ルールの信頼性が高いほど経済成長や投資が高くなるという相関を指摘している点で示唆に富む。

次に制度をフォーマルなルール、そして特に法制度に限定し、経済パフォーマンスとの関係を分析する。法制度の評価方法については、依然、コンセンサスが形成されていないため（World Bank（2002b））、以下ではEBRDの法整備指標を用いて法改革と直接投資との統計的な相関関係について考察する。

移行初期の生産回復には生産要素の増加ではなく、さまざまな分野における効率性の向上が鍵を握ると考えられてきた。なぜなら未利用で非効率な資本を抱える移行初期の状況で新規投資を行っても生産の回復に結びつくとは限らないからである<sup>22</sup>。そのため移行初期の経済成長を分析した計量研究では経済自由化や構造改革、所有権問題など効率性を向上させる要因が重視されてきた（Havrylyshyn et al.（1998））。

しかしその一方、経済成長論は中長期的には投資が経済成長のエンジンになることを明確に示している。従って以下では、法整備と投資、とりわけ海外直接投資の関係について考察する。ここで海外直接投資を取り上げる理由は、移行国では依然国内貯蓄の規模が限られており、また海外直接投資にはスピルオーバー効果を通じて投資受入国における生産性を上昇させる効果が期待できることなどが挙げられる。

法整備についてはEBRDの法整備指標を用いている。この指標はEBRDが1995年以降Transition reportの中で公表しているものであり、各国における法整備の進展度（Extensiveness）と効率性（Effectiveness）について1から4+の11段階で評価した合計から形成されている<sup>23</sup>。図4-1では移行各国の法整備指標と直接投資について1995年と2000年の2時点間での関係を示している。法整備が進み直接投資が増加している場合、あるいは法整備が後退し直接投資が減少している場合は傾斜が右上がりとなり、法整備と直接投資が異なる動きを示す場合、傾斜は右下がりとなる。図4-1からは多くの移行国において直接投資の増加と法整備指標の改善が進んでいたことが分かる。また地域に分類した場合、CEB・SEE・旧ソ連では1995年から2000年にかけて移行指標と直接投資の間には正の関係がある一方、中央アジアでは法整備の改善が直接投資の増加にそれほど結びついていないことが分かる。

次に図4-2では、1995年から2000年までの移行各国における直接投資と移行指標の平均値を

<sup>22</sup> Havrylyshyn, Izvorski and Rooden（1998）は移行17カ国における投資/GDP比率の動向を調べた結果、投資/GDP比率が経済成長に先立ち上昇したのは3カ国に過ぎず、従って移行初期の経済成長に対する投資の役割は限定的なものであったと説明している。

<sup>23</sup> 1995年と1996年は投資関連法、1997年以降は商事法（契約法・破産法・会社法）について数値化が行われている。

図4 1 法整備と直接投資（1）

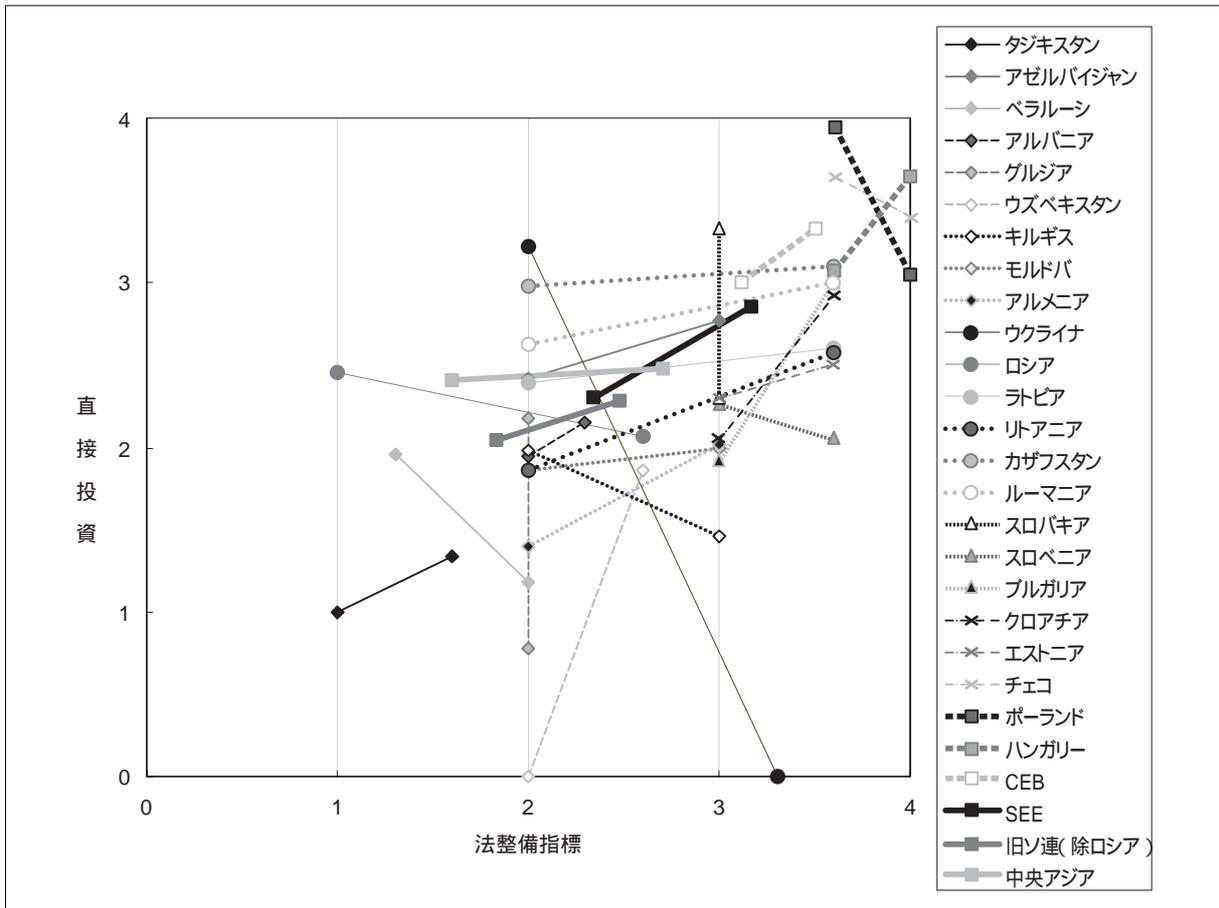
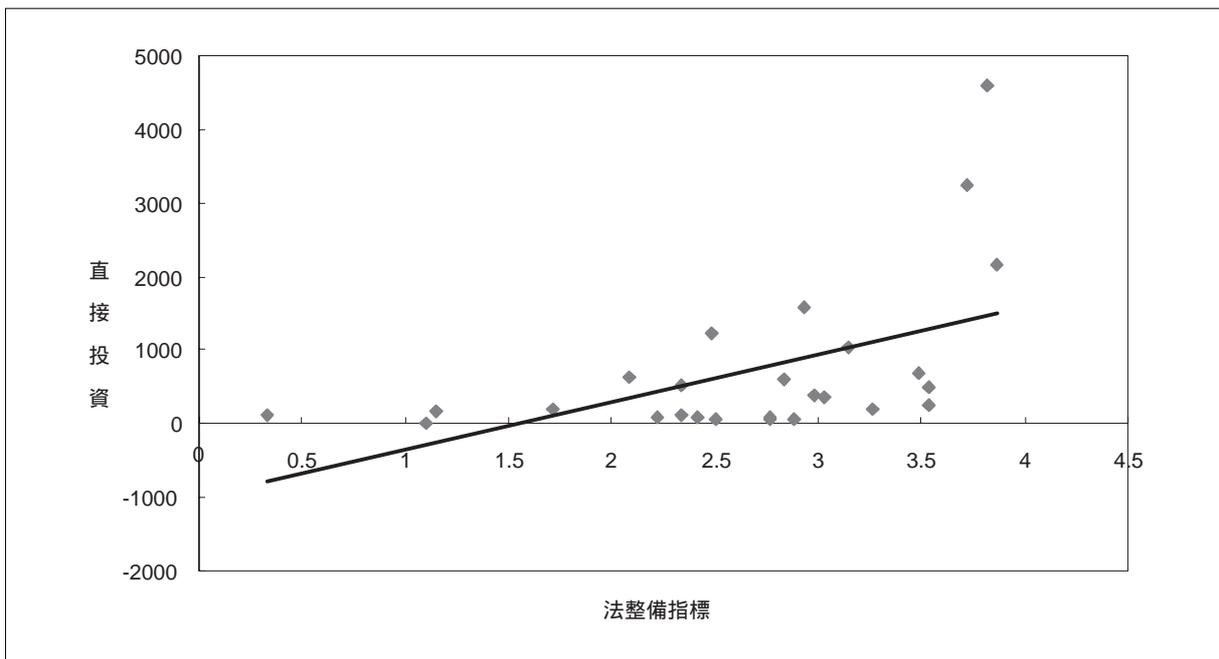


図4 2 法整備と直接投資（2）



出所：EBRD, *Transition report*. 図4 1の縦軸は対数値、図4 2は百万米ドル。

プロットしている。線形近似線から両者には右上がりの関係があり、相関係数は0.52となっている。この結果は法整備と直接投資の因果関係を示すものではなく、また法整備指標自体に客観性についての問題が指摘されている。しかしながら図4 1、図4 2は、法整備と直接投資との間には正の相関関係があり、移行国における法整備の重要性を明らかにしている。

## 5 . 法・制度整備支援の有効性

旧・現社会主義国の市場経済化は計画経済システムを市場経済の原則により再構成する、あるいは社会主義時代には存在しなかったシステムを新たに作り出し、これらを機能させることを目的としている（吉井（2002））。従って、これまで計画経済の体制下では機能しなかった、あるいは存在しなかった「制度」をどのように導入・育成するかということが、移行国における体制転換の本質的な課題であるといえよう。

1970年代に「法と開発運動」が後退した後、開発途上国の法改革は長らく開発援助の対象とはされなかった（山田（2002））。開発途上国に対する法改革は先進国の援助機関や国際開発機関にとって中心的な業務活動ではなく、付随的なサービスという位置付けに過ぎなかったのである（Norton（2001））。しかし1980年代末以降の社会主義国における民主化と市場経済化、そして1990年代のラテンアメリカやアジアにおける金融危機の頻発に際して開発における法の役割が改めて認識されるようになってきており、援助各国・機関は法体系のインフラ整備を目的とした法整備支援を積極的に実施するアプローチに転換しつつある。

本章では援助国と国際開発機関による対移行国法整備支援の現状について検証を行う。移行国に法改革支援を実施している国・機関は多数存在する。例えば二国間では、英国国際開発省、英国ノウ ハウファンド、デンマーク国際開発援助活動、ドイツ技術協力公社、米国国際開発庁、日本の国際協力事業団などがあり、また多国間協力ではアジア開発銀行、欧州復興開発銀行、欧州委員会<sup>24</sup>、欧州評議会、そして世界銀行を通じた支援が挙げられる。本章では以上のうち、世界銀行、欧州復興開発銀行、アジア開発銀行の国際開発金融機関3行、そして先進援助国として、米国、ドイツ、日本を取り上げ、これまでの移行国に対する法整備支援の概要を考察する。

### 5 1 国際機関における移行国支援の動向

#### 5 1 1 世界銀行（World Bank）

世界銀行は1998年にウォルフエンソン総裁が「包括的開発フレームワーク（Comprehensive Development Framework：CDF）」を提唱し、法改革の重要性を指摘する以前から法・制度整備を経済自由化・マクロ経済安定化・所有権改革と同様に移行プロセスの大きな課題ととらえ、法改革を制度改革の遂行に必要な手段と位置付けてきた（World Bank（1996））。世界銀行は制度の発展が経済成長をもたらすという因果関係を前提に法整備支援を行っており（山田（2002））、1990年から2001年までの間に95プロジェクトが移行21カ国を対象に行われ、それらプロジェクトのすべてにおいて法・司法改革が実施されている<sup>25</sup>。

世界銀行は法・制度整備の中でも、所有権の確認と保護、所有権を交換するルール、生

<sup>24</sup> 欧州委員会は法・制度改革の支援を目的にEU加盟候補国に対してPHARE、旧ソ連各共和国とモンゴルに対してTACIS、そして南欧諸国に対してはCARDSというプロジェクトを通じた支援を行っている。

<sup>25</sup> 95プロジェクトのうち、法・司法改革のみを目的としたものは6プロジェクトあり、残りの89プロジェクトでは全体の中の一部として法・司法改革が行われた。なお1990年から2001年までの間に95プロジェクトに対して約101億米ドルが費やされた（World Bank（2002b））。

産活動への参入と退出のルール、そして 市場競争の促進と市場の失敗の是正という観点から、とりわけ経済関連法の整備を重視しており、商業、金融、民営化、所有権の各分野から経済関連法の整備を支援している。具体的には、商事法関連では破産法・会社法、金融法関連では銀行法・証券法の整備支援において実績を有している（図5 1、図5 2参照）。

最近の世界銀行による法整備支援の傾向は図5 3、図5 4のとおりである。移行国側からの要請の変化を反映し、1998年以降、商事法関連では破産・契約・担保から直接投資・税金・事業許可に関する各法律へ、金融法関連では銀行規制からマイクロクレジットと年金に関する規制に支援の重点を移していることが分かる（World Bank（2002b））。

世界銀行が起草支援した法律案の多くは実際に相手国政府の可決もしくは審議に付されており、またこれら新しく制定された法律が経済改革を促進し市場経済の発展に貢献したという報告もある。しかし同行の評価部門であるOperation Evaluation Departmentはこれまでの法改革について目標を達成しているとはいえないと分析している（World Bank（2002b））。例えば、土地法については流動的な不動産市場の形成には結びついておらず、破産法に至っては多くの国で利用されていない事例を挙げて、事前に次の諸点を検討することなく支援を行った可能性を指摘している。

相手国からの要望に基づいて法改革を行ったか。

法改革がツールとしてどの程度の有効性をもっているか。

個々の法律が法体系や社会全体に適合するものであるか。

ある国に対して他の援助国・機関ではなく世界銀行が支援を行う必要性はあったか。

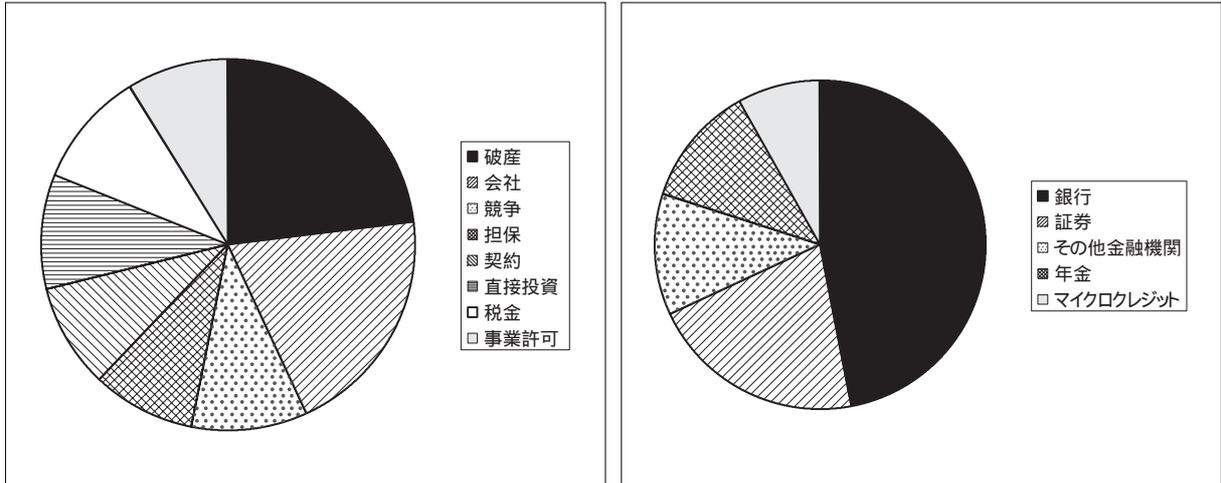
上記の各点のうち、特に の点については世界銀行が法改革を被援助国に対する貸付に際してのコンディショナリティにしているということが背景にあるものと考えられる。すなわち、法改革が国際開発金融機関による資金貸付条件に付随する形で実施される場合、被援助国の意向を汲むことはおのずと困難になり、その結果、改革の意図が実を結ばないという可能性を示している。しかしその他の問題点については、世界銀行に特有の問題というよりは法整備支援に携わるすべての国・機関にとって有用な教訓であるにとらえることができよう。

## 5 1 2 欧州復興開発銀行（EBRD）

EBRDは、旧東欧と旧ソ連における市場経済化と民主化への移行を支援するために、1991年ロンドンで設立された。同行は他の国際金融機関と異なり、移行国に対する投資業務を中心に行っており、民間セクターの発展や健全な金融取引を確立するために無償協力の形態で法制度整備を実施している。EBRDはその設立当初から法整備支援に取り組んでおり、次の3つの段階を通じて支援体制を拡充させている。

- |               |  |
|---------------|--|
| 1期：1991～1995年 | 法整備について戦略や財源はなく要請に応じて個々に対応する。  |
| 2期：1995～1997年 | 法整備支援の専門部署Legal Transition Team（LTT）が設立され、その後、Legal Transition Programme（LTP）という実施体制が構 |

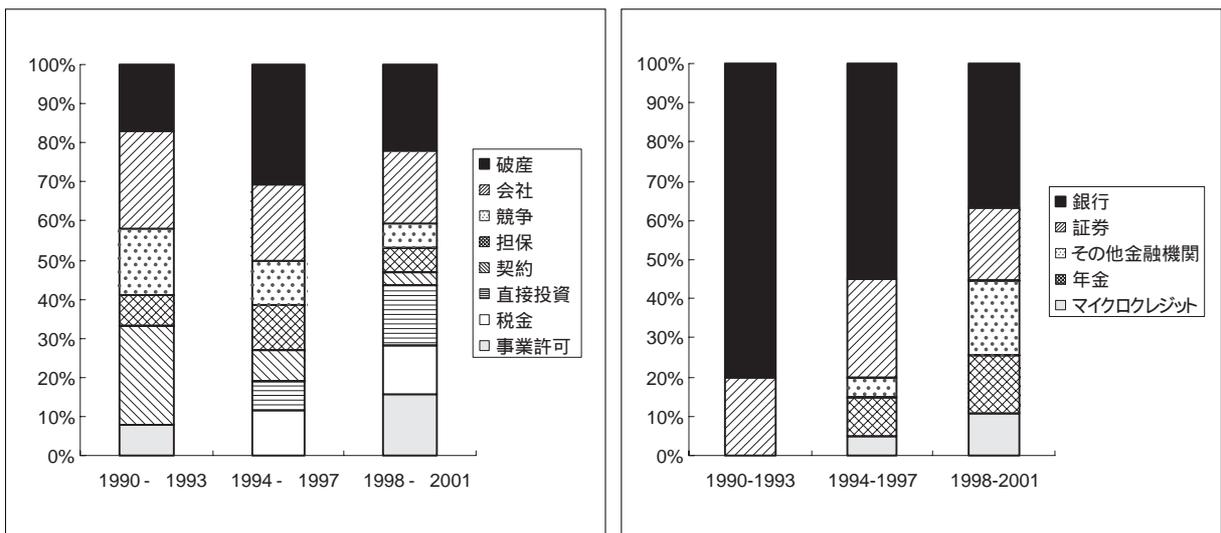
図5 1 世界銀行の法整備支援内訳( 商事法関連 ) 図5 2 世界銀行の法整備支援内訳( 金融法関連 )



破産	会社	競争	担保	契約	直接投資	税金	事業許可
23%	20%	10%	9%	9%	10%	10%	9%

銀行	証券	その他金融機関	年金	マイクロクレジット
47%	21%	12%	12%	8%

図5 3 世界銀行の法整備支援推移( 商事法関連 ) 図5 4 世界銀行の法整備支援推移( 金融法関連 )



出所 : World Bank ( 2002 b ) ( 図5 1 ~ 図5 4 )

築される。

3期：1997年～現在 より大きな権限と財源がLTT及びLTPに与えられ、体系的な法整備支援の枠組みが形成される。

EBRDはLTPを通じて次の5つの分野を中心に法整備支援活動を行っている。

破産法

会社法とコーポレートガバナンス

譲渡法

担保付取引に関する法

通信分野を規制する法律

近年、EBRDは上記の項目に「金融市場の規制」を新たな支援分野として加え、透明で予測可能な法環境の整備を通じて移行国における投資環境の改善を図っている<sup>26</sup>。

EBRDは「Transition report」の中で各国・各分野における移行進度を移行指標という形で発表しているが、1995年以降、移行国の法整備状況を分析し、法整備指標（Legal Transition Indicators）としてその評価結果を公表している（表5-1参照）。この指標は法律事務所、法学者、そして移行各国の法律に詳しい専門家が投資関連法や商事法について法整備の進展度（Extensiveness）と効率性（Effectiveness）という基準から行った結果を1から4+の各段階で数値化したものである<sup>27</sup>。客観性や整合性について問題点が指摘されるものの、他の移行指標とともに移行国研究、特に数量分析において利用されている<sup>28</sup>。

EBRDは現在、これまでの法整備支援についてLTPを主体とした中間評価を行っており、この10年間で蓄積された実績を基に法改革について評価基準を作成する段階に入っている。

### 5.1.3 アジア開発銀行（ADB）

1966年に設立されたアジア開発銀行（Asian Development Bank：ADB）はアジア・太平洋61

<sup>26</sup> EBRDは1998年から移行国における「銀行・資本市場の法・規制」の進展度について評価を行っており、このことから同行が金融市場の整備を重視する姿勢が分かる。

<sup>27</sup> 1995年・96年については投資関連法、1997年以降は商事法について数値化が行われているため、それぞれ異なる基準が適用されている。

投資関連法については

外国からの投資に影響を与える法的ルールが国際標準にどの程度近づいているか（Extensiveness）

外国からの投資に影響を与える法的ルールがどの程度透明で利用しやすく、また行政や司法が適切に施行しているか（Effectiveness）

が用いられ、商事法に関しては

商事法が企業活動に与える影響についてどの程度先進国に近づいているか（Extensiveness）

企業活動に関する法的ルールがその程度透明で利用しやすく、また行政・司法が適切に試行しているか（Effectiveness）

が評価基準となっている。

<sup>28</sup> EBRD自体も法整備指標を含む移行指標を用いた数量分析を積極的に行っている。例えばマクロ安定化の年数と制度整備の進展、小規模民営化以降の年数と制度改革への需要、そして西側諸国との貿易と制度改革の進展について移行指標を用いた分析を行い、いずれも強い相関があることを明らかにしている（EBRD（1999））。

表5 1 EBRDによる法整備指標

国名 \ 年	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
アルバニア	2	3	2	2	2	2+	2+	3
アルメニア	2	3	3	3	3-	3	2+	3+
アゼルバイジャン	1	2	2+	2	3-	3-	2+	2
ベラルーシ	2	1	2	2	2	1+	3	3
ボスニア・ヘルツェゴビナ	na	na	2	1	2-	2+	2-	3
ブルガリア	3	4	3	4	4-	4-	4-	4-
クロアチア	3	4	4	3	3+	4-	4-	3+
チェコ	4	4	4	4	3	3+	3	4-
エストニア	3	4	4	3	4-	4-	4-	4-
ユーゴスラビア	na	na	na	na	na	na	3+	3
マケドニア	2	3	2	3	4-	3	4-	3+
グルジア	2	2	3	3	2	2	3	3-
ハンガリー	4	4	4	4	4-	4-	4-	4-
カザフスタン	2	2	2	2	3+	4-	4	4-
キルギス	2	2	3	2	3	3	na	3+
ラトビア	2	4	3+	2+	3	4-	4-	3+
リトアニア	2	2	4	3	3+	4-	4-	4-
モルドバ	2	3	3	3	3+	3	4-	4-
ポーランド	4	4	4	4	3+	4-	3+	3+
ルーマニア	2	3	3	4	3+	4-	4	4-
ロシア	2	3	3+	3	3	3+	3+	3+
スロバキア	3	3	3	2	3	3	3+	3+
スロベニア	3	3	3	3	4	4-	4-	3+
タジキスタン	1	2	na	2	na	2-	2	1+
トルクメニスタン	1	1	na	na	na	na	2+	na
ウクライナ	2	3	2	2	2	3	3	3
ウズベキスタン	2	3	2+	2	3-	3-	3	3-

注：1995年と1996年は投資関連法について、1997年以降は商事法（契約法・破産法・会社法）についてそれぞれ数値化している。

出所：EBRD, *Transition report 1997-2002* .

カ国を援助対象とする国際機関であり、次の5つの戦略目標に基づき、メンバー国への支援を行っている。

- 貧困の削減
- 経済成長の促進
- 人的資本の開発
- 女性の地位向上
- 環境保護

この中でも「貧困の削減」はADBの最大の目標であり、法整備や政策立案の支援はその一環として実施されている。ADBはメンバー国における「持続的な経済発展」を支援することを使命としており、1995年以降、メンバー国の良き統治（good governance）を推進する政策を取ってきたが、これはADBの法整備支援に弾みをつけるものとなった。

他の国際機関と同様、1990年代の金融危機、とりわけ1997年のアジア危機は、ADBによる制度構築（institutional building）支援に大きな影響を与えた。例えば、それまで法改革は貸付条件の一部という位置付けであったが、危機以降、法の実効性を高めることを目的に支援が行われる傾向にある（Norton（2001））。

ADBはアジア危機の直後、タイ・韓国・インドネシアなどの危機国に対して金融機関や金融・資本市場に対する規制を中心に法整備支援を実施した<sup>29</sup>が、移行国に関しても中国・ラオス・ベトナム・キルギスなどに対して金融制度の法・規制改革中心に支援を行っている。プロジェクト数で見ても1999年以降アジア移行国に対する法整備支援は増加傾向にあり、今後ADBにおけるこの分野における支援は一層重要なものになると考えられる。

## 5 2 先進各国における移行国支援の動向

### 5 2 1 米国（USAID）

米国は世界全体に民主主義を普及させることを対外戦略の長期目標としており、途上国や移行国に対する援助もその一環として行われている。米国の援助の内訳は1998年実績で75%が二国間、残りが国際機関を通じたものとなっており、二国間援助については資金協力・技術協力ともに国務省との協議の上、米国国際開発庁（United States Agency for International Development：USAID）が実施を担当している（外務省（2001））<sup>30</sup>。法制度整備支援については1980年代から主にラテンアメリカに対して行われてきたが、CEB・SEE・旧ソ連地域に対しては1992年からUSAIDによる支援が開始された（JICA（1998））。

USAIDは1997年、援助に際しての戦略計画を策定し、次の戦略目標を掲げている。

<sup>29</sup> 日本は新宮沢構想に基づく支援の一環として1999年、ADBの特別基金としてアジア通貨危機支援基金（Asian Currency Crisis Support Facility：ACCSF）を全額出資で設立した。この基金を通じて危機5カ国に対する銀行再編や企業債務再編の支援、財政制度や銀行監督制度の整備、公共セクターと企業ガバナンス強化などの支援が実施された。

<sup>30</sup> USAID以外では米国商務省が「Commercial Law Development Program」を実施し、ロシア・ウクライナ・モルドバの各国に対して世界貿易機関加盟に向けての法環境整備を支援している（USAID（2001））。

表 5 2 USAIDによる法・制度整備支援

対象国	法制度整備に関する主なプロジェクトの内容
アルメニア	透明で責任能力の高い民主的な政府を育成するために法による支配と商事法改革に焦点を当てた協力を実施。特に商事法改革に関しては1997年破産法、2000年調達法の原案、2001年リース法の草案に対して専門家が助言を行っている。
ブルガリア	債権者保護の強化、国際会計基準（IAS）の導入、与信のために必要な情報公開、そして闇経済をなくし課税対象を拡大することを目的として、担保法と商法改善のための制度改革に取り組んでいる。特にIASの導入は最重要課題と位置付けている。
グルジア	銀行部門改革、国際会計基準（IAS）の導入、商事法改革、財政政策運営の改善、中小企業支援、土地法、農業改革等の多岐にわたる技術協力を1996年以降実施。
コソボ	国連コソボ暫定行政ミッション（UNMIK）の再建計画に対して技術支援を実施。支援分野は金融部門規制、財政・税務の再構築、民営化を含む民間企業育成そして商事法改革を網羅する。2002年にはプリシュティナ大学に新しく商法の講義を設け人材育成に取り組んでいる。
リトアニア	政府が組織的な経済犯罪や汚職に対処するため、より進んだ会社法の制定に優先順位を置き、技術協力をを行っている。
モルドバ	税法や民法典草案（2002年制定予定）の作成に協力している。
ウクライナ	1994年から破産法改革、担保法改革、規制改革そして手形交換所整備の分野での法制度整備プロジェクトを実施している。また2000年からは商事法改革を3年間の予定で実施し、法制度全体の発展と国際基準への統一化を図っている。
ベトナム	国際貿易と投資に関する分野での技術支援を行い、2001年に発効した米越通商協定の促進を図る。

経済成長

民主主義と良き統治

環境保全

民衆の利益

人道・人権

上記の目標の中の「民主主義と良き統治」はその専門部門に法整備支援の専属スタッフが4人配置されている（JICA（1998））。「民主主義と良き統治」はさらに次の4つの目標に分別されている。

法による支配

市民社会の実現

公正な選挙の実施

民主的な統治

「法による支配」では法改革の支援・法執行の改善・法への市民参加という課題を中心に法制度改革に取り組むこと、「市民社会の実現」では政治的に自由な発言ができる社会を構築すること、「公正な選挙の実施」では平等で透明な選挙により民主主義の機能を強化すること、そして「民主的な統治」では透明で効率的な「良き統治」の提供を通じて民主主義の強化を図ることをそれぞれ目的としている。

これら4つの目標は相互に関連性を持っているが、現在移行国に対して実施している法・制度整備に関しては特に「法による支配」の確立がその背景を成している。USAIDは表5 2のよう

に、移行各国における経済法・競争政策・倒産法等の法改革や財政・会計・年金等の制度整備に積極的に関与している。例えば、アルメニア、グルジア、カザフスタン、ロシア、ウズベキスタンなどCIS諸国ではUSAIDの協力により会社法が新しく制定されたが、株主権利が詳細に記載されるなど米国による強い影響が見られるものとなっている。

## 5 2 2 ドイツ (GTZ)

ドイツは1980年代のアフリカにおける法・制度整備支援以来、この分野の途上国援助を行ってきた。特に中・東欧やCISに対しては1992年から、ドイツ技術協力公社 (Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit (German Development Cooperation): GTZ) が主にブレーメン大学の協力の下、法制度改革を実施している。法・制度整備支援の年間予算はGTZ全体の1~5%程度となっている (JICA (1998)) が、支援対象は着実に拡大しており、現在までに移行24カ国に対して法・制度支援が行われている。

GTZは移行国に対する法・制度整備支援に際して次の目標を有している。

法の安全を確立し円滑に機能する自由な市場経済と民主主義を実現する。

将来、EUに加盟予定の移行国と1つの経済圏を形成するために「法の調和」を図る。

ドイツの法・制度整備分野における移行国支援は現在のところ、中・東欧諸国を中心に進んでいる。この背景には欧州統合という最近の動向に加えて、第2次世界大戦以前に存在した中部ヨーロッパ地域における緊密な歴史的関係がある (EBRD (1999))。

GTZはこの地域に対する法・制度整備支援に際して支援国の相違から生じる大陸法と英米法との混在を極力避け、体系的な法・制度を構築するために支援国会議を開催するなど他ドナーとの協調を積極的に進めていると述べている (GTZ (2001))。アルバニアでは破産法の起草に際してドイツGTZと米国USAIDが対立し、結局、大陸式と米国式が混在する複雑な法律となった事例があるため<sup>31</sup>、同様の事態を避けるためにもGTZによるこのような試みは今後一層重要なものになると考えられる。

ドイツは近隣諸国以外にもアジア移行国に対する法改革に協力するなど地域的に広範囲な活動を行っている。例えば中国では「The GTZ Advisory Service to the Legal Reform」プロジェクトを通じて市場経済化や労働・社会保障分野における新法制定を支援しており、またモンゴルとCIS10カ国<sup>32</sup>に対しては「Legal and Legislative Advisory Service」により、同地域における統一的な民法と商法の確立を図っている。そのほか、GTZによる移行国に対する法・制度整備の実績は表5-3のように多岐にわたっている。

## 5 2 3 日本 (JICA)

日本は長い間、中国文化の影響を受けた独自の法制度を形成してきたが、19世紀中葉以降、専

<sup>31</sup> 破産法のうち、清算部分は大陸式、事業再構築については米国式となった。このように異なる法体系から形成された結果、法律家にとっても難解な内容となり、利用されることなく現在に至っている。

<sup>32</sup> アルメニア・アゼルバイジャン・グルジア・カザフスタン・キルギス・モルドバ・タジキスタン・トルクメニスタン・ウクライナ・ウズベキスタンが該当する。

表 5 3 GTZによる法・制度整備支援

対象国	法・制度整備に関する主なプロジェクトの内容
アルメニア	民法典、民事訴訟法、株式会社法（草案）、有限会社法（草案）
アゼルバイジャン	民法典、民事訴訟法
グルジア	民法典、民事訴訟法、国際私法、裁判所法、商業仲裁法（草案）、行政訴訟法、為替法、小切手法、法律教育法（草案）
カザフスタン	裁判所法、商業仲裁法（草案）
キルギス	商業仲裁法
モルドバ	民法典（草案）
タジキスタン	民法典
トルクメニスタン	民法典、登記法（草案）
ウクライナ	民法典（草案）、株式会社法（草案）
ウズベキスタン	民法典、外国主権免責法、外国投資法（草案）、仲裁訴訟手続法
モンゴル	民法典（草案）、民事訴訟法（草案）、商業仲裁法（草案）、国際私法（草案）

門家の招聘や留学生の派遣を通じて欧米の法制度を学び、社会・文化に合わせた法整備を進めてきた。この100年以上にわたって欧米の法制度を研究し取り入れてきた経験と、アジア諸国との文化的類似性を背景として、近年、わが国はアジアの途上国・移行国を中心に法整備支援を積極的に行っている（法務省法務総合研究所（2002））。

日本のODAのうち、研修事業や専門家派遣を通じた技術協力はこれまで国際協力事業団（JICA）が実施機関となっており、1994年から開始されたアジア各国に対する法整備支援事業もJICAが主要なプロジェクトの運営を担っている<sup>33</sup>。技術協力の枠組みで実施される法整備支援事業は研修事業と専門家派遣事業に大別されており、東京・名古屋・大阪の各大学・附設研究所や法務省・最高裁判所・日本弁護士連合会がその実施内容を形成している。1996年には民商事分野の法整備支援を行う財団法人国際民商事法センターが設立され、また2001年には法務省法務研究所内に法整備の支援要請に対応する部署が新設されるなど、組織的なバックアップ体制が整いつつある。

JICAのスキームにより法務省が実施した研修員受入ならびに専門家派遣実績は表5-4～表5-6のとおりである<sup>34</sup>。対象国のほとんどすべてがアジアの体制移行国であり、民商事法を中心に年々支援規模が拡大していることが分かる。ベトナムでは民法の改正、カンボジアでは民法及び民事訴訟法の草案が完成するなど、わが国の法律専門家による支援は近年着実に実を結んでいる。また対象国も、インドシナ各国に加えてモンゴルやウズベキスタンからも支援の要請が寄せられるなど、地域的な広がりを見せつつある。昨今のわが国における財政赤字の累増は海外援助にも影響を与え、日本のODAは量的拡大から質的向上の時代を迎えつつある。国際機関や先進

<sup>33</sup> 日本のODAにおいて「法制度整備支援」という用語が初めて使用されたのはJICAがベトナムに民法起草の専門家を派遣した1994年であり、その後も「法整備支援」や「法制支援」と同義語として使われてきたが、現在では「法整備支援」が定着している（山田（2002））。

<sup>34</sup> 1994年度から2000年度までの法整備支援関連の受入研修員数はベトナムが124人、以下カンボジア68人、ラオス47人、モンゴル13人、ミャンマー10人となっており、テーマ別の研修期間では民商事法が約半分の期間を占めている。他方、法整備関連の派遣専門家実績（延べ人数）はベトナムが67人（1994年度から2000年度）、カンボジアが73人（1997年度から2000年度）、そしてラオスが10人（1998年度から2000年度）となっている（山田（2002））。

表 5 4 JICAの法整備支援事業（研修員受入事業）

年	研修対象国及び研修内容
1994年	ベトナムに対する国別研修（日本の民法法）
1995年	ベトナムに対する国別研修（日本の国籍法） カンボジアに対する国別研修（日本の司法制度）
1996年	ベトナムに対する国別研修（商法、日本の裁判制度） カンボジアに対する国別研修（日本の司法制度）
1997年	モンゴル・ミャンマー・ベトナムに対する集団研修（民事訴訟制度、法律関係者養成） ベトナムに対する国別研修（戸籍・登記・供託制度など）
1998年	ベトナムに対する国別研修（会社法・証券取引法、知的財産権） カンボジアに対する国別研修（日本の司法制度など）
1999年	ベトナムに対する国別研修（民事責任、刑事手続） カンボジアに対する国別研修（民法・民事訴訟法） ラオスに対する国別研修（法の基本原則、環境法、行政法）
2000年	ベトナムに対する国別研修（戸籍と犯罪歴） カンボジアに対する国別研修（民法起草、民事訴訟法起草） ラオスに対する国別研修（日本の司法制度概要）
2001年	ベトナムに対する国別研修（日本の法曹育成と弁護士制度など） カンボジアに対する国別研修（民事訴訟法起草） ラオスに対する国別研修（日本の司法制度概要）

出所：法務省法務総合研究所（2002）よりJICA関連のものを抜粋。

表 5 5 JICAの法整備支援事業（専門家（短期）派遣事業）

年	専門家の派遣先	支援目的・内容
1994年	ベトナム	法整備支援セミナー開催
1995年	ベトナム	法整備支援セミナー開催
1996年	ベトナム	法整備支援セミナー開催
1997年	ベトナム	法整備支援セミナー開催など
1998年	ベトナム ラオス	経済犯罪に関するセミナー開催など 法整備支援セミナー開催など
1999年	ベトナム	刑事手続に関するセミナー開催など
2000年	ベトナム カンボジア ラオス	更正保護に関するセミナー開催など 民法に関するセミナー開催など 司法制度・刑事手続に関するセミナー開催など
2001年	ベトナム ラオス モンゴル ウズベキスタン	戸籍に関するセミナー開催など 司法アドバイザーなど 法整備支援実施に関する現地調査 法整備支援実施に関する現地調査

注：専門家の派遣機関は法務省。

出所：法務省法務総合研究所（2002）

表 5 6 JICAの法整備支援事業（専門家（長期）派遣事業）

年	専門家の派遣先	支援目的・内容
2000年～	ベトナム	法整備支援（司法アドバイザー）
2001年～	ベトナム	法整備支援（司法アドバイザー）

注 1：長期専門家は通常 1 年以上現地に滞在し、派遣先で助言や支援を行う。

注 2：専門家の派遣機関は法務省法務総合研究所。

出所：法務省法務総合研究所（2002）

各国が法整備支援に積極的に取り組んでいるという国際環境や途上国・移行国からの支援要請に加えて、援助の効率化や戦略性の重視といったわが国の内部からの要望は、法整備事業をこれまで以上に重要な支援項目とすることが期待される。

### 5 3 法整備支援の課題

1990年代以降、先進国や国際機関は二国間・多国間支援を通じて移行国における法整備を積極的に支援しており、中間評価を通じて試行錯誤から次の段階へ入りつつある。この傾向はこれからも当分続くと思われるが、今後は制定された法律の普及や利便性の拡大に重点を移していくことが援助各国・機関に共通した課題になるものと考えられる。

ADBは1960年から1995年までのアジア6カ国・地域における法改革と経済発展との因果関係を分析した研究の中で、経済活動が活発になるにつれて裁判所の利用が増すこと、そして民間の行政に対する訴訟が増え、勝訴する機会が増えることを観察している（ADB（1999 2001））。しかし、旧東欧の移行国の中で最も市場経済化が進んだポーランドでさえ、小規模企業の多くが必要であるにもかかわらず裁判所を利用せず、特に行政との裁判に際しては裁判所の独立性や有効性に疑問を持っているという結果が出ている（Frye et al.（1997））。

法的手段による解決は経済が発展し複雑化するに伴いその重要性を増し、行政の説明責任を明らかにする上で欠くことのできない存在となる。援助各国・機関に求められているのはこれまで整備支援した法律が既存の体制下でどのように根付き、どのように利用されているかについて研究すること、そして援助国会議等を通じて蓄積された情報を共有し、移行国に輸入文化を自己流に改め定着させるよう努力を促すことであると考えられる。

わが国はJICAが1994年にベトナムに法整備支援の専門家を派遣し、また同年同国に対して日本の民事法などについて研修を実施して以来、アジアの移行国を中心に法整備支援を実施している。法務省法務総合研究所が法整備支援を専門に行う国際協力部を新設し、国内の大学が途上国や移行国の法学教育に組織的に協力するなど法整備支援を行う国内体制が着実に整いつつある。今後はこうした支援体制を活用してこれまで主に行われてきた基本法起草支援に加えて、市場経済制度の枠組みを形成する経済関連の個別法整備にも対象を拡大すること、そして1990年代初頭以降、援助各国・機関の支援により制定された法律を整合性のあるものにするということが、わが国の法整備支援における課題として考えられる。

先に述べたアルバニアの例のように、複数の国・機関が個別に法整備支援を行った場合、法律

自体が有名無実化する危険性があり、将来アジアにおいても程度の差はあれ同種の問題が発生することが考えられる。日本はさまざまな法体系の影響を受けて独自の法制度を構築した歴史を有しており、アジア各国における個別法の制定支援や統合的な法制度の構築に際してその経験を発揮することが期待されている。

#### 5 4 その他の制度整備支援の可能性

体制移行国では、制度整備を担う中央政府自体が改革対象となっている場合が多い。従って、以下では先進国で施行されている公共部門の制度整備について考察することにより、新しい分野での移行国支援の可能性を指摘したい。

日本では2001年1月の中央省庁再編に伴って、全省庁で政策評価制度が導入された。また2000年10月には財務省（旧大蔵省）が国の貸借対照表（1999年3月末時点）を初めて作成するなど公会計改革にも動き出している。総務省（旧総務庁）が2000年2月に発表した「政策評価の導入に向けた意見・論点整理の中間整理」の中では、政策評価制度導入の目的として「行政の国民に対する説明責任（アカウンタビリティ）の徹底」を掲げており、また公会計については公的サービスが効率的な形で運営されているか、公的サービスは将来にわたり安定的に供給されるかについて、公的サービスの受益者である国民に情報を提供することが第1の目的と考えられている。

政策評価は主に次の2つに分けられる。英国やニュージーランドなどで導入されたのが市場メカニズム活用型の政策評価方法であり、公的サービスを民間部門と擬似的に競合させることを通じて公共部門の効率化を促進することを目的とし、実際にはニュー・パブリック・マネジメント（New Public Management：NPM）を基礎として実施されている。一方、米国で採用された総合評価型政策評価システムは税や国債の購入という形で拠出された資金の利用状況を納税者や国債購入者に示すというアカウンタビリティを目的にしている。市場メカニズム活用型では財務面の効率性から政策間優先順位の決定を行っているが、総合評価型では政策間の優先順位は財務的評価と非財務的評価を比較検討した上で政治的に決定される。従って、政策評価を行うにあたっては、非財務的要素を含めた政策評価結果を分かりやすい形で利用者へ開示し、利用者からの意見を吸い上げて対話することが特に重要になっている。

現在は主としてアングロサクソン諸国において採用されている政策評価・公会計制度は、国民が政府の公共サービスを評価する上で重要な役割を果たしている。とりわけ政策評価制度は政府の規模をどのように位置付けるのかという「国家の枠組み」に関する問題をその背景に有しているため、改革を実施する主体である政府自身が改革の対象となる移行国において重要な概念になると考えられる。ただし、政策評価・公会計制度は財務的情報と非財務的情報を複合的に評価する高度な行政能力が求められるため、現段階というよりはむしろ将来の制度整備支援の課題として取り組むことが考えられる。

## 6 . 政策立案支援の有効性

1990年代中葉以降、旧東欧・旧ソ連地域の体制移行国の多くがマクロ経済安定化に成功し、特にCEBは良好なマクロ経済パフォーマンスを示している。CEB諸国は2004年のEU加盟が決定しており、通貨統合に向けてインフレ率・財政収支・金利・公的債務の基準を達成することが今後の大きな政策課題となっている。本章では財政・金融当局に政策の規律と指標をもたらすことが想定されている物価連動型国債を取り上げ、この債券の発行を通じた政策立案の可能性について検討する。

### 6 1 物価連動債とその利点

物価連動型国債（以下、物価連動債という）は債券残存期間中の物価変動に対して債券価値を連動させる債券のことであり、債券残存期間中のインフレ率が期待インフレ率から乖離するとき、将来の物価変動リスクを債券購入者ではなく債券発行者が引き受けるという点で特徴を有している。物価連動債は債券発行者である政府、そして金融政策を実施する中央銀行に対してそれぞれ次のような利点を持つことが想定されている。

まず債券発行者である政府は連動債発行により、その名目債務負担を軽減するとともに実質債務負担を安定化することが考えられる。名目債務負担の削減に関してはインフレリスクプレミアムを考慮したフィッシャー方程式から説明することができる<sup>35</sup>。

フィッシャー方程式： $i = r + e$  （従来債名目利子率）

$R_t = r + \pi_t$  （連動債名目利子率）

物価に連動しない従来型名目債券の場合、満期までのインフレ率が未確定であるため、政府が債権者に支払う名目利子率  $i$  は発行時点の実質利子率  $r$ 、債券残存期間中の平均期待インフレ率  $e$  そしてインフレリスクプレミアム  $\pi$  の和として求められる。これに対して物価連動債の場合、 $r$  が発行時点で決められ、各利払い時点では実現インフレ率  $\pi_t$  を加えた  $r + \pi_t$  が支払われる。連動債には従来債のようにインフレリスクがないため、インフレリスクプレミアムは発生しない。従ってもし政府のインフレ期待が平均的に正しいと仮定するならば、連動債は従来債に比べてインフレリスクプレミアム分だけ名目債務負担を軽減することができる。ただしこの場合、政府が物価変動に伴うリスクを取っているため、実現インフレ率が期待インフレ率を平均的に上回るならば、名目債務負担はむしろ増加することになる。政府が物価連動債の発行を通じて名目負担を

<sup>35</sup> 物価連動債の金融政策に対する利点についてはフィッシャー方程式による説明以外にも次のようなものがある。すなわちHetzl (1992) が指摘するように、連動債の保有者は残存期間中に物価水準が変化してもインフレ修正により発行時点の利子率は補償されるためインフレ予想を行う必要はない。これに対して名目債の保有者は、債券の実質価値が確定していないため、将来の物価水準の変化について予想を行わなければならない。その結果、名目債と連動債の利子率格差は投資家の現時点において予想する債券残存期間中のインフレ率の変化を示すことになる。

軽減させるためにはインフレ抑制的な財政運営を行い、インフレ予測誤差の絶対水準をリスクプレミアム値よりも小さくする必要があり、このことから連動債は政府の財政運営に対して規律を与えることが想定され、特に「通貨統合4基準<sup>36</sup>」に直面するCEB諸国に対しては有効性が高いと考えられる。

また実質債務負担の安定化については、物価連動債の発行を通じて政府債務は物価変動に影響を受けないことから、実質的な負担を確定させることができる。特に政府が歳入である税収も同時に物価水準に連動させている場合には、徴税の時間的ラグが少ないほど実質税収に対する物価変動の影響を緩和することができ、将来の予算制約から切り離して税率を設定することが可能となる。

金融当局に対する物価連動債の利点としては発行条件が一致する連動債と従来型名目債券の利子率格差を用いることにより、多くの投資家が参加する債券市場から取り引きごとに期待インフレ率に関する情報を導出することが挙げられる。期待インフレ率は市場参加者が抱いている将来のインフレ率の見通しであり、市場参加者はこの見通しに基づいて現在の行動を決定していると考えられるため、期待インフレ率の動向は政策担当者にとって物価の安定を達成するための適切な先行指標となる（北村（1995））。連動債を発行していない国では期待インフレ率は専門家の予測や直近のインフレ率から推定されるが、データの速報性や客観性に問題があるといわれている。これに対して、連動債と名目債が共に発行されている流動性の高い債券市場では、連動債は実質利子率をもたらす一方、名目債の利子率はフィッシャー方程式より実質利子率、期待インフレ率、そしてリスクプレミアムから形成されると考えられるため、インフレリスクプレミアムが安定的であると仮定するならば、両債券の利子率格差は期待インフレ率とその推移をもたらすものと考えられる（Shen（1995））。

## 6 2 物価連動債と期待インフレ率

物価連動債は現在までに世界19カ国で発行されており、日本も2003年度から発行することを予定している。表6-1の示すとおり、連動債を発行する国の約7割が1989年以降インフレ率に目標値を設定するインフレターゲットを採用していることから、本節では連動債の利点の中でも特に金融政策に対する有効性に注目し、連動債と名目債の利子率格差から期待インフレ率を導出するモデルについて、計量分析の結果を考察する。なおここでは、チリのデータを用いた単変量時系列モデルを取り上げる。その理由は、同国が1990年代初頭には年率20%程度であったインフレ率を10年間で2.2%まで大幅に低下させたこと、そして同国が物価連動債とインフレターゲットをいち早く導入した開発途上国であることが挙げられる。

実証モデルは満期の異なる名目債の期間構造から期待インフレ率を導出するMishkin（1990）

<sup>36</sup> 通貨統合4基準は以下のとおりである。

消費者物価上昇率がEU最低の3カ国の数値から1.5ポイント以内にある。

財政赤字額の対GDP比率が3%を超えず、政府債務残高が対GDP比率60%以内である。

当該国通貨が欧州通貨制度で直近の2年間正常変動幅を維持し、中心レートの切り下げを行っていない。

政府長期債の利回りが物価上昇率最低3カ国の長期債利回りに対して2%以内にある。

の手法を応用し、Mendoza (1991) の先行研究に基づき、満期の異なる連動債と名目債からインフレ動向を導出するモデルを考える。チリの銀行預金の多くは1ヵ月物名目債預金と3ヵ月物連動債預金から構成されている (Shiller (1998)) ため、満期がそれぞれ1ヵ月と3ヵ月の名目債と物価連動債についてフィッシャー方程式を考え、合理的期待形成の仮定の下、インフレ率格差を従属変数、利子率格差を説明変数とするモデルを求める<sup>37</sup>。

$$i_{t+3} - i_{t+1} - UF_{t+3} = \beta_1 + \beta_2 (R_{t,3} - I_{t,1}) + \epsilon_t$$

ただし、

$i_{t+3}$  : 3ヵ月間の実現インフレ率、 $i_{t+1}$  : 1ヵ月間の実現インフレ率

$UF_{t+3}$  : 3ヵ月物連動債のインフレ修正分

$$\beta_1 = (\text{bar}RR_{t,1} - \text{bar}RR_{t,3}) \quad \beta_2 = 1$$

$R_{t,3}$  : t時点の3ヵ月間物連動債のインフレ修正前の利子率

$I_{t,1}$  : t時点の1ヵ月間物名目債の利子率

$$\epsilon_t = i_{t+3} - i_{t+1} - i_{t+3} - (u_{t,3} - u_{t,1})$$

$$u_{t,3} = RR_{t,3} - \text{bar}RR_{t,3} \quad u_{t,1} = RR_{t,1} - \text{bar}RR_{t,1}$$

$RR_{t,s}$  : t時点からsヵ月間の事前の実質利子率

$u_{t,s}$  : 事前の実質利子率の平均値 ( $\text{bar}RR_{t,s}$ ) からの乖離値

説明変数の係数  $\beta_1$  について  $\beta_1 = 0$  という帰無仮説が統計的に棄却されるならば、利子率格差 ( $R_{t,3} - I_{t,1}$ ) は物価連動化によるインフレ修正後の将来インフレ率 ( $i_{t+3} - i_{t+1} - UF_{t+3}$ ) について有意な情報を有していることになる。

式を1990年代チリのデータを用いて最小二乗法 (OLS) で推定すると、特定化に問題はなく、系列相関もないが、分散が不均一になるという結果が得られる。そこでWhite修正を行った上で、式を再度OLSで推定すると、次の結果が得られる。

推定モデル :  $P3P1UF = \text{constant} + \beta_1 R3I1 + \epsilon_t$

$$P3P1UF = -1.5642 + 1.6254 R3I1$$

$$(0.26742) (0.37897)$$

推定期間 1993/9 ~ 1998/7      T = 59

White修正の共分散行列を用いて、係数  $\beta_1$  について次の仮説検定を考える。

帰無仮説 :  $\beta_1 = 0$     対立仮説 :  $\beta_1 \neq 0$

帰無仮説 :  $\beta_1 = 1$     対立仮説 :  $\beta_1 \neq 1$

上記の仮説についてF型検定を行うと、 $\beta_1 = 0$  という帰無仮説は5%水準で棄却され、 $\beta_1 = 1$  という帰無仮説は5%水準で棄却できないという結果が得られる。 $\beta_1 = 0$  という帰無仮説が採択されないことから、チリにおける名目債と連動債の利子率格差は物価連動化によるインフレ修正後の将来インフレ率について有意な情報を有しており、 $\beta_1 = 1$  という帰無仮説が棄却できないことから合理的期待形成の下、説明変数は安定的に推移するという結論を導くことができる。

また推定期間のデータを用いて静学予測を行ったところ、直後3ヵ月間を除く1998年11月から

<sup>37</sup> 式の導出はMishkin (1990) Mendoza (1991) による。

表6 1 物価連動債ならびにインフレターゲット導入の状況

(1) 物価連動債ならびにインフレターゲットを両方同時に導入している国

国名	物価連動債発行時期	インフレターゲット導入時期
フィンランド	1945～68	1993～98
スウェーデン	1952, 1994	1993
イスラエル	1955	1991
チリ	1956, 1967	1990
ブラジル	1964	1999
コロンビア	1967	1991
英国	1975, 1981	1992
ニュージーランド	1977～84, 1995	1989
オーストラリア	1985～88, 1993	1993
メキシコ	1989	1999
カナダ	1991	1991
ポーランド	1992	1998
チェコ		1997

(2) 物価連動債もしくはインフレターゲットのみ導入している国

物価連動債発行国	発行時期	インフレターゲット導入時期	導入時期
アイスランド	1955	スペイン	1994～98
アルゼンチン	1973～91	ペルー	1997
イタリア	1983	韓国	1998
トルコ	1996	インドネシア	2000
米国	1997	南アフリカ	2000
ノルウェー	～1982	スイス	2000
日本	2003(予定)	タイ	2000

出所：Campbell and Shiller(1996)、Price(1997)、Corbo(2000)、日本銀行(2000)、Mishkin and Schmidt-Hebbel(2001)

2000年7月までは予測誤差と予測誤差の標準偏差の絶対値の比率が2よりも小さくなるため、その間の実現値は予測の95%信頼区間に入っていることが分かる。以上の仮説検定と予測の結果から、名目債と連動債の利子率格差は将来インフレ率の時間的变化を表す統計的に有意な指標となることが分かる(井上(2002))。

### 6 3 政策立案支援の可能性

物価連動債は、財政・金融当局に政策の規律と指標をもたらす手段の1つである。政府は連動債の発行を通じて自ら物価変動リスクを取るため、実現インフレ率が期待インフレ率を平均的に下回るようなインフレ抑制的な財政運営を求められることになる。また前節で考察したように、物価連動債と従来型名目債の利子率格差は、中央銀行に対して将来インフレ率の動向を予測する上で有用な指標を提供するものと考えられている。

このように、政府が自ら規律を課し、また市場からの情報を参考に政策を立案することは市場経済に転換したばかりの体制移行国にとって困難な課題であるのかもしれない。しかし、政府がほとんど制約条件のない中で、マーケットを考慮することなく立案した経済政策が大きな誤りをもたらしたことを知っているのも体制移行国である。

物価連動債がその利点をもたらすにはさまざまな問題を解決する必要がある。例えば、債券設計に際して物価連動ラグをどれだけ短縮できるか、また連動債が流通する市場の流動性をいかに高めるかなどの問題が挙げられる。加えて連動債が期待インフレ率をもたらすためには10年間以上のデータが必要になることから、ここで取り上げた政策立案支援は短期的な即効性を持つものではない。しかし各章でも見てきたように、多くの移行国が現在直面している問題は市場経済を根付かせる、まさにこのような中長期的な視点から取り組むべき課題なのである。

物価連動債は先進国・途上国を問わず世界19ヵ国で発行されており、日本でも財務省や経済財政諮問会議での検討を経て2003年度から発行される予定である。物価連動債の債券設計や発行方法、さらに債券市場の育成などの分野で協力することにより、日本は移行国に対して財政・金融政策の幅広い分野で知的貢献を行うことができるのである。

## 参考文献

- 石田暁恵 (2002) 「移行過程における法・制度」 作本直行編著 『アジアの経済社会開発と法』 第3章、日本貿易振興会アジア経済研究所
- 井上武 (2002) 「金融政策に対する物価インデックス債の有効性について」 大阪大学大学院国際公共政策研究科修士論文
- 井堀利宏 (2000) 『財政赤字の正しい考え方』 東洋経済新報社
- 大住荘四郎 (1999) 『ニュー・パブリックマネジメント』 日本評論社
- 大野健一 (1996) 『体制移行戦略』 有斐閣
- 外務省 (2001) 『政府開発援助 (ODA) 白書2000年度版』 財務省出版局
- 姜正模 (2002) 「極東アジアの経済統合の現況と展望」 日本大学国際関係学部国際関係研究所編 『東アジアの国際協力』 第8章、国際関係研究所叢書
- 北村行伸 (1995) 「物価インデックス債と金融政策 実質金利と期待インフレ率を国債流通市場情報から導く手法とその応用」 『金融研究』 第14巻第3号、日本銀行金融研究所
- 高阪章 (1995) 「市場経済移行の基本問題」 経済叢書第155巻第1号、京都大学
- 国際協力事業団国際協力総合研修所 (JICA) (1998) 『法制度整備支援に関する基礎研究報告書』
- 小林昌之 (2000) 「中国の社会主義市場経済化と企業法の対応」 小林昌之編著 『アジア諸国の市場経済化と企業法』 第2章、アジア経済研究所
- 世界銀行著、白鳥正喜監訳 / 海外経済協力基金開発問題研究会訳 (1994) 『東アジアの奇 - 経済成長と政府の役割 - 』 東洋経済新報社
- 21世紀の公共事業を考える有識者会議 (2000) 『21世紀の公共事業を考える』 自由民主党
- 日本銀行 (1996) 「第7回国際コンファランス より有効な金融政策を目指して」 『金融研究』 第15巻第1号、日本銀行金融研究所
- 日本銀行 (2000) 「諸外国におけるインフレ・ターゲティング」 『日本銀行調査月報』
- 速水佑次郎 (1997) 『開発経済学 諸国民の貧困と富 第3刷』 創文社
- 法務省法務総合研究所国際協力部 (2002) 『法整備支援 - 顔の見える国際協力 - 』
- 本多佑三 (1999) 「インフレーション・ターゲティングの論点とその効果」 小佐野広・本多佑三編著 『現代の金融と政策』 第6章、郵政研究所叢書、日本評論社
- 吉井昌彦 (2002) 「市場経済化の政策と初期条件」 溝端佐登史・吉井昌彦編著 『市場経済移行論』 第2章、世界思想社
- 溝端佐登史 (2002) 「計画経済 - 社会主義経済システムとしての計画経済とその破綻」 溝端佐登史・吉井昌彦編著 『市場経済移行論』 第1章、世界思想社
- 宮田慶一 (2001) 「政策評価と公会計改革のあり方」 『金融研究』 第20巻第1号、日本銀行金融研究所
- 山田美和 (2002) 「「法整備支援」の論理についての一考察」 作本直行編著 『アジアの経済社会開発と法』 第4章、日本貿易振興会アジア経済研究所
- ロバート・J・パロー著 / 仁平和夫訳 (1997) 『経済学の正しい使用法 政府は経済に手を出すな』

日本経済新聞社

和田哲夫 (2000) 「新しい制度の経済学 (NIE) について」 『郵政研究所月報』 2月号

- Aghion, P. and Blanchard, O. (1993) "On the Speed of Transition in Central Europe," *EBRD Working Paper*, No.6, London : European Bank for Reconstruction and Development.
- Aslund, A., Boone, P. and Johnson, S. (1996) "How to Stabilize : Lessons from Post-communist Countries," *Brookings Papers on Economic Activity*, Vol.1, Brookings Institution.
- Asian Development Bank (ADB) (1989-2002) *Asian Development Outlook*, Manila : Asian Development Bank.
- (1999-2001) *Law and Development at the Asian Development Bank*, Manila : Asian Development Bank.
- Azfar, O. (2002) "The NIE Approach to Economic Development - An Analytic Primer," *The Paper for Forum 1 : The Institutional Approach to Donor-Facilitated Economic Development*, The IRIS Center, University of Maryland, February.
- Berg, A., Borensztein, E., Sahay, R. and Zettelmeyer, J. (1999) "The Evolution of Output in Transition Economies : How Different is the FSU?" *IMF Working Paper*, WP/99/73, Washington, D. C. : International Monetary Fund.
- Brunetti, A., Kisunko, G. and Weder, B. (1998) "Credibility of Rules and Economic Growth : Evidence from a Worldwide Survey of the Private Sector," *The World Bank Economic Review*, Vol.12, Washington, D. C. : World Bank, September.
- Campbell, J. Y. and Shiller, R. J. (1996) "A Scorecard for Indexed Government Debt," *NBER Working Paper Series*, 5587, May.
- Corbo, V. (2000) "Monetary Policy in Latin America in the 90s," *Central Bank of Chile Working Papers*, No.78, August.
- Corker, R., Beaumont, C., van Elkan, R. and Iakova, D. (2000) "Exchange Rate Regimes in Selected Advanced Transition Economies Coping with Transition, Capital Inflows, and EU Accession," *IMF Policy Discussion Paper*, PDP/00/3, Washington, D. C. : International Monetary Fund, April.
- Cukierman, A., Webb, S. and Neyapti, B. (1992) "Measuring The Independence of Central Banks and Its Effect on Policy Outcomes," *The World Bank Economic Review*, Washington, D. C. : World Bank, September.
- Cukierman, A., Miller, G.P. and Neyapti, B. (2000) "Central Bank Reform, Liberalization and Inflation in Transition Economies - An International Perspective," *Center for Economic Policy Research Discussion Papers*, No. 2000-106, October.
- de Melo, M., Denizer, C. and Gelb, A. (1996) "From Plan to Market Patterns of Transition," *Policy Research Working Paper*, No. 1564, Washington, D. C. : World Bank, January.

- de Melo, M., Denizer, C., Gelb, A. and Tenev, S. ( 1997 )“ Circumstance and Choice : The Role of Initial Conditions and Policies in Transition Economies, ” *Policy Research Working Paper*, No. 1866, Washington, D. C. : World Bank, October.
- Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit ( GTZ )( 2001 ) *Law in Transition*, Berlin : Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit, March.
- Drazen, A. ( 2000 ) *Political Economy in Macroeconomics*, Princeton : Princeton University Press.
- Easterly, W. and Fischer, S. ( 1995 )“ The Soviet Economic Decline, ” *The World Bank Economic Review*, Vol.9, Washington, D. C. : World Bank, September.
- European Bank for Reconstruction and Development ( EBRD )( 1994-2002 ) *Transition report*, London : European Bank for Reconstruction and Development.
- ( 2002 ) *Law in Transition*, London : European Bank for Reconstruction and Development.
- Fischer, S. and Gelb, A. ( 1991 )“ Issues in Socialist Economy Reform, ” *Journal of Economic Perspective*, Vol.5, Fall.
- Fischer, S., Sahay, R. and Vegh, C. ( 1996 )“ Stabilization and Growth in Transition Economies : The Early Experience, ” *Journal of Economic Perspective*, Vol.10, Spring.
- Fischer, S. and Sahay, R. ( 2000 )“ The Transition Economies After Ten Years, ” *IMF Working Paper*, WP/00/30, Washington,D. C. : International Monetary Fund, February.
- Frye, T. and Shleifer, A. ( 1997 )“ The Invisible Hand and the Grabbing Hand, ” *The American Economic Review*, Vol.87 No.2, May.
- Havrylyshyn, O., Izvorski, I. and van Rooden, R. ( 1998 )“ Recovery and Growth in Transitional Economies 1990-97 : A Stylized Regression Analysis, ” *IMF Working Paper*, WP/98/141, Washington, D.C. : International Monetary Fund, September.
- Hernandez-Cata, E. ( 1999 )“ Price Liberalization, Money Growth, and Inflation During the Transition to a Market Economy, ” *IMF Working Paper*, WP/99/76, Washington, D. C. : International Monetary Fund, June.
- Hetzl, R. L. ( 1992 )“ Indexed Bonds as an Aid to Monetary Policy, ” *Federal Reserve Bank of Richmond Economic Review*, Vol. 78/1, January/February.
- Inoue, T. ( 1996 )“ The Grand Design for Development Policy in Transition-The Suggestion from the Past Experiences-, ” The Keio-Washington Exchange Program Essay.
- Kornai, J. ( 2000 )“ Ten Years After ‘The Road to a Free Economy’ : The Auther’s Self Evaluation, ” *Paper for the World Bank ‘ Annual Bank Conference on Development Economics- ABCDE, ’* Washington, D. C. : World Bank, April.
- Krueger, G. and Ciolko, M. ( 1998 )“ A Note on Initial Conditions and Liberalization during Transition, ” *Journal of Comparative Economics*, Vol. 26.
- Mendoza, E. G. ( 1991 )“ Efficient Arbitrage Under Financial Indexation : The Case of Chile, ”

- IMF Working Paper*, WP/91/49, Washington, D.C. : International Monetary Fund, May.
- Mishkin, F. S. ( 1990 )“ What Does the Term Structure Tells Us about Future Inflation? ”  
*Journal of Monetary Economics*, Vol. 25.
- Mishkin, F. S. and Schmidt-Hebbel, K. ( 2001 )“ One Decade of Inflation Targeting in the  
World : What Do We Know and What Do We Need to Know? ” *Central Bank of Chile  
Working Papers*, No. 101, July.
- Norton, J. J. ( 2001 )“ Evaluating Multilateral Legal Reform Programmes - Lessons From  
EBRD’S Legal Transition Programme Mid-Term Review - ,” *The Paper for Session  
VIII : A World Bank Conference*, “ Empowerment, Security And Opportunity Through  
Law And Justice,” Saint Petersburg Russia, July.
- Olson, M. ( 1997 )“ Distinguished Lecture on Economics in Government ‘ Big Bills Left on the  
Sidewalk : Why Some Nations Are Rich and Others Poor ’ ,” *Journal of Economic  
Perspective*, Vol. 10.
- People’s Republic of China State Statistical Bureau ( 1998 ) *A Statistical Survey of China*, May.
- Price, R. ( 1997 )“ The Rationale and Design of Inflation-Indexed Bonds,” *IMF Working Paper*,  
WP/97/12, Washington, D. C. : International Monetary Fund.
- Sachs, J. D. and Woo, W. T. ( 1994 )“ Reform in China and Russia,” *Economic Policy*, Vol. 8,  
April.
- Sachs, J. D. ( 1996 )“ Reforms in Eastern Europe and the Former Soviet Union in light of the  
East Asian Experiences,” *NBER Working Paper Series*, 5404, January.
- Selowsky, M. and Martin, R. ( 1997 )“ Policy Performance and Output Growth in the Transition  
Economies,” *The American Economic Review*, Vol. 87 No. 2, May.
- Shen, P. ( 1995 )“ Benefits and Limitations of Inflation Indexed Treasury Bonds,” *Federal  
Reserve Bank of Kansas City Economic Review*, Vol. 80 No. 3.
- United Nations ( UN )( 1994-99 ) *Yearbook of International Trade Statistics*.  
( 2000 ) *Monthly Bulletin of Statistics*, No.12, December.
- United States Agency for International Development ( USAID )( 2000 ) *US Government  
Assistance to and Cooperative Activities with New Independent States of the Former  
Soviet Union FY 2000 Annual Report*.  
( 2001 ) *Monitoring Country Progress in Central and Eastern Europe & Eurasia*, No.7,  
July.
- World Bank ( 2002a ) *Transition The First Ten Years Analysis and Lessons for Eastern  
Europe and the Former Soviet Union*, Washington, D. C. : World Bank.  
( 2002b ) *Legal and Judicial Reform in Europe and Central Asia*, Washington, D. C. :  
World Bank.

## 略 歴

### 井上 武(いのうえ たけし)

最終学歴：大阪大学大学院国際公共政策研究科修士課程修了

現 在：神戸大学大学院経済学研究科後期博士課程在籍

経 歴：1973年生。慶応義塾大学経済学部卒。国際協力事業団東京国際研修センターにおいて、開発途上国の行政関係者を対象に「開発政策」「金融情報システム」「行政情報システム」等の技術研修を担当（1997年4月～1999年3月）。また同事業団農業開発協力部計画課プロジェクト方式技術協力の新規案件発掘のための現地調査等を実施（1999年4月～2000年3月）。